

反障害通信

24. 5. 18

149号

「もしトラ」の話

「もしトラ」ということが語られています。「もし、トランプがアメリカ大統領に返り咲いたら」ということで、世界が恐怖に慄いているということのようです。わたしはそれこそが、トランプの「思うが壺」なのだと思います。

トランプはモンロー政策を探ろうとしているのか?——否

トランプのやり方は、何をやるのか分からぬといふところで、恐怖心を懐かせ、それでトランプ自身のイメージ（トランプに論理などありません）の政治を世界に押し付けるということです。それは、アメリカファーストという名でモンロー主義的なことを出すとみせかけ、実は、アメリカの世界支配でのアメリカファーストなのです。トランプは、「偉大なロシア帝国」の復活を想うプーチンと共に振しているのです。そもそも、トランプは何したいのでしょうか？ひとつは「偉大なアメリカ大統領」として名を残すこと、もう一つは、ノーベル平和賞。これは、おそらく安倍元首相がトランプとの会談の中でトランプの妄想として語っていたことを実現しようと突飛な行動としてノーベル平和賞推薦などしたことに表れていました。散々世界の秩序を破壊しておいて、まさに笑いぐさだったのですが。さらに最大限的には、プーチンと同じようにアメリカ大統領の任期の延長を狙ってくることが考えられます。実際には、前回と同じようにアメリカ民衆の反政府運動の盛り上がりの中で、更に、アメリカには自由と民主主義の祖国・番人という幻想があるので、そこまでには到らないとは思えますが、「もう一期」がない中で何をしてくるか、人気取りの常套手段としての直接的戦争の危機まで考えられます。

前回大統領の任期中に、習近平中国国家主席が、アメリカと中国で世界のリーダーシップ、実は覇権的支配をと持ちかけたように、ロシアも含めた覇権国家世界体制の共振支配という恐ろしい構図がとらえられます。

世界のトランプ恐怖の構図から逃れるために何をなすべきか？

まずはアメリカ有権者のまつとうな判断を願わざにはいられないのですが、まずは日本としてできることは、トランプと共に振する日本の政権を作らせないことが必要です。日本の右派評論家の中には、安倍元首相が世界政治の中で果たした役割と成果として、トランプと他のG7国との間をとりもつたとかいう話をするひとがいます。とんでもない話で、そもそも安倍元首相が極右政権として孤立するところ、同じくか、もっと右のトランプと他のG7国との間をとりもつ形で右派的な共振の中で支え合っていたのです。すでに、ヨーロッパでも「もしトラ」の議論と準備がなされてきているようです。そもそもヨーロッパでも右派勢力が台頭してきているので、暗雲立ちこめています。右派——ファシズム的なことを抑え込んでいくことが必要になっています。

安保条約——軍事同盟の破棄を！

さて、トランプは日米安保条約の破棄とか、NATOとかの脱退をちらつかせて、アメリカの軍事費負担の減と各国負担増を公約に掲げていますが、そもそもトランプには世界に君臨するアメリカ、そしてその長としての、要するに世界の支配者としてのトランプという幻想にとりつかれているので、もっと言えばヒットラーの第三帝国的世界支配と同じような内容がトランプの中にあるので、それはブラフにすぎません。「破棄するぞ・脱退するぞ」といわれたら、「どうぞ」と切り返せばいいだけの話です。

だから、それに具えて「もしトラ」のときは安保条約の破棄を、アメリカはアジアから出て行け、アジアの平和外交の推進という路線を突き出し、議論を進めることができ、トランプ構想なるものを無化させ、「もしトラ」を潰すことに少しでも役立つでしょうね。

そもそも、なぜ、日米安保条約など維持しているのか分からぬのです。かつては、北朝鮮が攻めてくるとか、中国が攻めてくるとかいう危機感を煽っているひとがいましたが、今そんなはなしをするひとはいません。そもそも、資源貧困、そして経済大国の地位を滑り落ちた日本に攻めてくる理由などないのです。それに、そもそも第二次世界大戦後に戦争を起こしていたのはアメリカなのです。そんな国と軍事同盟を結んでいること自体が間違えているのです。

更に言うと、攻めてくる心配をするのは独立国の話で、アメリカの半植民地国である日本が心配することでなく、むしろ、アメリカの支配から独立しようとするとき、最大の危機はアメリカが陰謀的にクーデターを起こさせ、属国化を維持することです。ですから、「もしトラ」以前に、今のうちに日米安保条約から離脱して、一切の軍事同盟を破棄して、憲法9条の精神で、軍備を縮小していく道筋をとっていくことに、「もしトラ」は絶好の機会なのです。

戦争の元になる国家主義批判の中で、世界平和連合の建設を！

戦争に反対していた第二インターナショナルの中心的存在であったドイツ社会民主党がいとも簡単に愛国心の合唱に飲み込まれ、戦時国債にただのひとりも反対なく賛成していく中で、第一次世界大戦に突入しました。2001年の9・11の後、アフガン戦争も、合衆国議会のわずか数人しかいない反対で愛国心に飲み込まれ戦争に突入しました。日本では、戦前の愛国心教育の中で戦争に突入していたことの反省の中で、愛国心教育に批判がある中で、「世界のどこでも愛国心教育をしている」として、日の丸・君が代法制化の中で、日本でも愛国心教育を教育関連法の中に織り込みました。たしかに、どこでも愛国心教育をしているのかもしれません。だから、世界に戦争がなくなるのです。どうして、愛国心教育を軸にした国家主義こそが戦争の元になる諸悪の根源であるというとらえ返しができないのでしょうか？

今日、ウクライナ戦争やガザでのジェノサイド的攻撃を見ていると、国家主義的なところで維持される国連自体が機能していない構造がはっきりとらえられます。そもそも、安全保障理事会の常任国が拒否権をもち、国連総会決議が拘束力をもたないという不平等の極的事態こそが問題なのです。反差別ということを考えるなら、被差別当事者にその被差別事項において拒否権が与えられることなのに、世界情勢ということを考えると差別する側でしかない国に拒否権を与えるというのは本末転倒です。国連が「人権侵害」機関になっているのです。根本的な国連改革が必要なのですが、そんなことよりも、民衆の国境

を越えた国家主義批判のなかでの国際連帯の運動を創り上げ、専制国家ではないグローバルサウスの政府もまきこんだ、世界平和連合の形成こそが今、必要になっているのではないでしょうか？

(み)

（「反差別原論」への断章」（79）としても）

HP 更新通知・掲載予定・ブログのこと

- ◆ 「反障害通信 149 号」アップ(24／5／18)
- ◆ メインの「反障害——反差別研究会」のホームページに不備・加筆することがあり、昨年かなり大幅な更新をしました。「今後の課題」など関心をもってもらえる方は、読んでもらえると幸いです。 <http://www.taica.info/kaikadai2.pdf>
- ◆ 「反差別資料室 A」「反差別資料室 C」で見れなかったところをチェックして一部修正して再アップしました。今のところ、全部見れるようになっています。
- ◆ 「反差別資料室 C」の「文献室」も、新しい本の購入や読書に合わせて、3月の末に二年ぶりにリアップしました。
- ◆ [廣松ノート]を一時的に、「反差別資料室 C」に入れていたのですが、メインホームページ「反障害－反差別研究会のHP」のIV. F [廣松ノート]に移しました。

<http://www.taica.info/hiromatunote.html>

読書メモ

[廣松ノート（5）]『弁証法の論理 弁証法における体系構成法』の4回目。さて、前回の（3）でちょっと疑問に思ったことをメモを取り損ない、書き落としていました。「あの三階梯を以って“認識”の側の進行の在り方だと申してはヘーゲルに叱られます。ヘーゲル本人としては「正・反・合」、つまり定立・反立・綜合というシェーマを唱えないという事実——これはフィヒテの場合を念頭におきつつ第三者が定式化したものであってヘーゲルの自称ではありません——」133Pに(註)を付けて以下の文を加えます。

(註) このところ良く意味がつかめませんでした。単に哲学的な情報として廣松さんが書いているのか、それとも、このところが、実体主義的なところでヘーゲルが絶対精神の自己展開としての存在論と認識論と論理学の三位一体性ということでヘーゲル弁証法を展開していることを批判していて、「正・反・合」という展開自体を否定することとして書いているのかが分からなかったのです。そのことを考えていたら、廣松さんはどうも論理学だけを切り離しているのですが、わたしはそもそも存在論と認識論も切り離すことではないかとの思いが湧いてきます。確かに、認識論と存在論を一体化していると、「正・反・合」が実体主義的展開になるのですが、存在論を切り離すと実体主義的展開になるわけではありません。また宿題が増えました。これを宿題④としておきます。

たわしの読書メモ・・・ブログ 658 [廣松ノート (5)]

・廣松涉『弁証法の論理 弁証法における体系構成法』青土社 1980 (4)

第七信 「判断」の機制と関係規定

(前便までの押さえ)「体系的分類のヒエラルキーの検討を通じて「函数充当型」の論理構制を定位しておきました。——分類の三大基本型である「類種的分類」「成素的分類」「系譜的分類」は、系列原理を異にしつつも、構成を突き詰めて行くと、結局のところ、前々便に誌した「成素複合型」と「有機釀成型」とに帰趣すること、しかるにこれら両型がアルケーに立てる「抽象的」「普遍的」な「単純態」は仮令実体主義的に思念されていようとも実質的にはロツツェ・カッシーラーの謂う函数化的補完に俟つものであること、そのことに応じて亦、「類種的統合体系」「成素的合成体系」「系譜的整序体系」における系統的展開の構成はいずれも“函数的充当”の論理構制に包摂されうこと、この意味において、旧来の体系的分類法や体系的整序法はすべて“函数的充当”型の展開法へと揚棄されうること」190P

(この便・章の課題)「“函数”“充当”的という半ば比喩的な表現の内実を方法論的に對自化するにあたっては、いわゆる「命題」ないし「判断」の構造を把え返す必要があり、<主語—述語>構造を分析し、それを“函数”的指定の脈絡に配位することが要件になります。これが、すなわち、前便から持ち越した案件にもほかなりません。——本便では、この遺された懸案に応えるところから始め、関係規定の階型性という問題にまで射程を伸ばして行きたいと念います。」190-1P

一 主語的対象に関する実体主義の排却

第一段落——判断の相貌のブラック・ボックス化と主辞・賓辞を検討すること 291P

(この項の問題設定)「認識において「判断」がいわば分子的単位であること、そして、判断の推理的連鎖によって思考が進展していくこと、……学理的体系は、「命題」(つまり「判断」を言語的に表現したもの)の体系として存立します。ところが、ほかならぬ当の「判断」ないし、「命題」なるものは、いざ分析し始めると甚だ厄介です。／「SはPである」というときの「である」とは何か、省察された経験がおありでしょうか? 「がある」ということは大難題ですが、「である」ということもそれに劣らず大層な難問です。「通信である」は単なるイコールではありません。尤も、仮りに単なる“等値”であるとしても、そのさいの相等性・同一性ということが、これまた「ある」に勝るとも劣らず大難題です。という次第で、判断は「繫辭」(である)からして大問題なのですが、存在論・認識論の根幹にかかわるこの件は後便までしばらくブラック・ボックスに封じておきまして、ここでは「主辞」(主語)および賓辞(述語)をひとまず検討してみたいと思います。」191P

第二段落——判断における「主語—述語」構造に関する実体主義的な発想の把え返し
192-3P

(この項の問題設定)「判断における「主語—述語」構造に関する伝統的な思念は、実体主義的な発想と密接に結びついております。前便でも触れましたように、主語—述語関係についての伝統的な考えは一応二つの形に岐れます。「犬は動物である」という例で申しますと、この判断は、(イ)主語の指示する犬という実体(「もの」のルビ)が述語の指示する動物という実体(「もの」のルビ)の範囲(外延・集合)に所属することの表明、(ロ)主語の指示する犬

という実体が述語の表現する動物という性質を所有することの表明である、とされます。このことは「或る動物は犬である」という形の判断についてもそのまま“妥当”します。ところで「犬は動物である」という形の場合には、(ハ)主語の表現する規定性(内包)のうちに述語の表現する規定性が所属することの表明ということもできます。こうして、伝統的思念では、「主語—述語」関係は、(イ)「実体—実体」関係、(ロ)実体—属性関係、(ハ)「属性—属性」関係に照応するものと見做されます。が、いずれにせよ、それは、対象界が「属性を具えた実体」のヒエラルキーを形成しているという存在観と相即するものにはかなりません。そして、そのさい「実体」も「属性」もそれぞれ成素複合型の相で了解されており、概してそういう複合的属性を具えた実体が「類—種—個」のヒエラルキーを形成しているという構図が立てられていると申せます。」と押さえ、しかし「この存在了解が一種の物象化的錯認に基づくものであることは、今更くわしく究明するまでもないと思います。

「SがPである」という判断は、主語概念と述語概念との関係、つまり、单なる概念（の内包）どうしの関係と考えられる場面もありますが、苟もそれが客観的妥当性をもった判断と見做されるかぎり、対象界の構造と照応するものと思念されます。そのさいには、「コノモノハSデアル、ソノSはPである」ないし「或ルモノガSデアル、ソノSはPである」という形で対象的与件を勘案する所以となります。このように考えれば、文法上の主語Sは「コノモノ（或ルモノ=x）ハSデアル」という原基的な判断の“述語”であり、真の“主語”は「コノモノ」ないし「或ルモノ=x」だということになります。このさい「Sデアル」という措定と「Pである」という措定とが同格的に扱われうるか、それとも前者は“先言措定”ということで別格に扱われてしかるべきか、ここには問題が残りますけれども、構造的にはともあれ、文法上の主辞の設定は既に「超文法的」（meta-gramatisch）な判断的措定に照応します。翻って、超文法的主辞たる「コノモノ」ないし「或ルモノ=x」とは、文法的主辞Sの指示対象にはなりません。それでは、この「或ルモノ」とはいかなる存在でしょうか？ 論者たちは恐らく、この「或ルモノ」とは主概念Sの内包的規定たる諸属性を具えた実体である、と答えます。論者たちの考えでは、属性を具えた実体（「コノモノ」）が表象的ないし知覚的にまず与えられ、それについて「Sデアル」という判断がおこなわれることになります。「コノモノ」が意識に現前するとき、既に同時にそれの諸属性も意識されているのであるが、そのうちの特定の属性を明確化するかたちで「Sである」とか「Pである」とかの判断的措定がおこなわれるのである云々。論者たちによれば、「コノモノ」はそれ自身で一定の属性を具えた実体として現前するというわけです。しかながら、この想念は、しかにしかるべき理由があるとはいえ、やはり物象化的錯認であって、われわれとしては追随できません。——ヘーゲルもこの錯認の排却から始めます。」

192-3P

第三段落——「主語—述語」構造の伝統的思念のヘーゲルの排却と著者の物象化的錯認の廢却

(この項の問題設定)「議論の手順として「主語—述語」構造に関する伝統的思念をヘーゲルがどのように排却しているかを一瞥し、そのあとで迂生なりの仕方で当の思念における物象化的錯認を卻けることにいたします。」193P

「ヘーゲルは、『ハイデルベルグ・エンチクロペディー』の第三五節で、「学の立場に立つ

ためには、哲学的認識にみられる主題的で有限的な方式が孕んでいる諸前提を放棄することが是非とも必要である」と言って、次のように書いています。／(小さなポイント)「放棄すべき前提というのは、第一に、対立的に措定される局限された悟性規定一般が固定的に妥当するという前提、第二に、所与の、先行的に表象されている既成の基体があって、この基体が右にいう思想規定〔悟性規定〕が自分に適合しているかどうかを判定する基準をなすという前提、第三に、認識とは、そういう既成の固定的な述語を何らかの所与の基体〔主語対象〕に関連づけることにつまらないという前提、第四に、認識する主觀と、これとは一体ならざる客觀とが対立していて、これら両者……の各々が自立的に、それ自身で、固定的で且つ真なるものであるという前提である。学の立場に立つためにはこれらの前提を放棄することが必要である。」194P と著者はヘーゲルを押さえ、それを自ら押さえ直します。「……放棄るべき第一の前提是、あれかこれかという仕方で固定的に区劃された述語的規定性、悟性概念的規定性の排却に関わり、第二のものは、まさにあの「属性を具えた実体」として表象される相での主語対象、第三のものは、この「或ルモノ」とあの悟性的述語規定との関連づけとして了解される判断觀の排斥、第四のものは、認識主觀と認識客觀との分断の非を説いたものと言えましょう。」194P

そこから著者はさらに「爰で特に問題にしておきたいのは、超文法的主辞「或ルモノ」(つまり、文法的主辞Sの対象的与件) および、それがそれ自身で具えていると思念されている属性の実状についてです。判断の主語的対象たる或るものは、常識的準位でいえば、諸々の性質を具えた「もの」の相で、知覚的になり表象的になり、既成態として現前するのが普通です。がしかし、この知覚的ないし表象的主語対象の現識は、客觀的対象自体の実状をそのまま模写したものと言えるでしょうか。狭義の判断に先立つ「知覚」や「表象」の場面で既に一緒に根源的な判断がおこなわれているのではないか、これが問題の焦点です。……いまここで申したいのは、いわゆる性質が主觀的なものだということではありません。色や音といえども、決して純然たる主觀的なものではなく、むしろ<主觀・客觀的>=<客觀的・主觀的>なものと言うべきだと思いますが、ここで申したいのはそのことでもありません。肝要なのは、実体的或るもののがそれ自身で具えてあるかのように映現する性質が、例えば色の場合、光線や背景など、他のものとの関係性において存立するものであって、決して内目的に具わっている性質ではないという点です。性質とは対他的な規定性が物性的に帰属されたものにほかなりません。」194-5P として、この項のまとめに入ります。「いわゆる「性質」が関係規定の反照的結節であることは、今日ではヘーゲルの立場を援用するまでもなく、分析哲学の系統などでも割と広く認められております。がしかし、性質を宙に浮かせまいとすれば、それが帰属させられるところの基体が要請されるのではないか、視角を変えて言い換えれば、対他的に關係する当体が必須ではないのか? この藉問に対して「性質の凝結態を考えれば済む」「性質の附着する格別な基体は不要だ」と言った丈で真の回答になるでしょうか? ここには大層誤解を招き易い論点が絡んでおり、それがまた“函数”的整型の在り方にも關係してきますので、稍々立ち入って申しておきます。」195-6P として、次項に移ります。

第四段落——項を実体的に考えるには及ばないこと 196-8P

(この項の問題設定)「実体主義的発想での「基体」は不要であるとはいえ、しかしアクチュ

アルな性質の「凝固態」といっただけではす済みません。アクチュアルな性質なるものは関係規定が物性化された映現であり、「性質どうしの凝結態」の追認に終始することは物象化的錯認にみずから陥る所以になります。ここで鍵となるのは、対他的に関係する項の内実です。普通には、関係する「項」をはじめから実体化して考えがちですけれども、項は決して実体的に考えられるには及びません。」196Pと押さえ、色彩の例を出して、「そこで、今問題の色彩の成立条件をなしている対象的規定性を「規定性A」と呼ぶことにします。こうして、嗅覚や味覚や触覚に映現する諸性質に関しても、同様の措置をとることにします。こうして、今や、対象は「規定性A B C D……」(剝切には a:b:c:d:……)を“具えて”いることになります。そこでは規定性を担う基体が果たして必須でしょうか? また規定性を“具える”とは一体どのような事態の謂いでしようか? 形を変えて、こう藉問したほうが端的で良いかもしれません。規定性A B C D……は実体的な基体に附帯しているのか、それともそれらどうしで(基体なしに)凝結態を成しているのか? この藉問に答える前廷として、われわれは、「基体があつて、それに固有の性質なるものが附着している」といつた因習的描像そのものを卻けてかかる必要があります。／行論の便宜上、先ほどは「規定性A」なるものがあつて恰かも対象そのものに具わっているかのような言い方をしました。それは、色彩という“性質”が単なる主観的幻影ではないこと、つまり、いわゆる主体の側と客体の側とを分けて考える発想に妥協して言うかぎり、客体の側の性状にも根差すものであること、諸種の色彩的差異は単なる主観的区分ではなく対象的規定性の差異に根差していること、このことを銘記せんがためでした。しかし、一步踏み込んで申せば、「規定性A」は、色彩との類似性を云々できないどころではなく、それ自体としていかなるものであるのかも端的には不可知です。光線その他との機能的な関係態においてはじめて「規定性A」なのであり、この機能的関係を離れて、それ自身でいかなるものであるかは、不可知というより没概念的です。それは、譬えていえば、磁石における南北極の機能的関係を離れて北極性それ自体を云々しようしたり、電磁現象という機能的関係から磁気を単離しようしたり試みるようなものと申せましょう。現実に存在するのは機能的関係態であり、関係項が独立自存するわけではありません。伝統的な発想法では、第一次的に“項”が在って、それらの項が第二次的に関係を結ぶかのように考えがちですが、実際には、しかし、まさに函数的な関係性においてはじめて項が存立性を得る次第なのです。」196-7Pと展開し、この項の附言的なまとめに入ります。

「爰で顧みれば「規定性A」「規定性B」……は関係態の「項」をいわば内自化したものとなっております。これらの項が直接的に凝結するわけでも、或る基体に附着するわけでもないこと、このことは最早絮言を須いない筈です。」として、次項の課題を出しています。「では、規定性A B C D……を具えた「或る单一なもの」という想念が如何にして存立し、それがまた如何にして「主語対象」として設定されるのでしょうか?」197-8P

第五段落——「或る单一なもの」という想念が如何にして存立し、それがまた如何にして「主語対象」として設定されるのか? 198-200P

(この項の問題設定)「人々は、一箇同一の実体があつて、それが様々な状態相や関係相にあるものと思念しておりますが、問題はそのさいの「実体」です。如実に実在するのは、立停っている相での牛、歩行の相での牛、水を飲んでいる相での牛……というように、その

都度の状態相・関係相における定在です。人々は、しかし、それらの状態や関係の相で在り得る或る同一のものを考え方をします。では、その一箇同一者とは何か？……一箇同一の或ルモノというのは、成分といったものではなく、むしろ函数 $f(x)$ ——他変数函数 $f(x,y,z,\dots)$ ——に比定されるような関係態であり、変項が様々な「値」をとるのに応じて様々な状態相を呈しつつも当の同じ函数とするかぎりでの同一態である、ように思えます。“成分”と称される骨・肉・皮……にせよ、色・香・形……にせよ、普遍不動の自己同一者ではなく、それらが同一のものと称されるさいには既に一種の函数的同一者、すなわち、値を変ずることが可能な、それでいて「ソレ」でありつづける或るものとして了解されているのではないでしょうか。もちろん、人々は、日常的意識において「函数的同一者」などということを自覚するわけではありません。心理学的にいえば、それはたかだか「ゲシュタルト的同一性」にすぎません。がしかし、われわれの見地からいえば、「ゲシュタルト」なるものが、そもそも一種の「函数的同一態」にほかならないわけです。」と話を進めます。そして「ゲシュタルト的分節態は、心理学的な次元で定式化しようとすれば、さしあたり、色・音・香り……大きさ・形……といった感性的知覚を“項”とする“函数”的な関係態のかたちで標記する所以になると思います。そこでは、色・音・香り……や、大きさ・形……などの“項”が「図」として「地」から顕出しているかぎりで、あたかも自足的な内目的規定性であるかのように映現します。しかし、「図」は「地」との示差的区別性に俟つという一事からいっても、それが関係規定の反照的結節であることは銘記するまでもありません。」と展開し、さらに話を進めます。「ここで問題にしておきたいのは、その先の話であり、ゲシュタルトという“函数”的諸“項”がそれ自身、“函数”であるということ、従って、ゲシュタルトは、“函数の函数”であるという事情です。——先に、色・香・……形……に関連して「規定性A」「規定性B」……「規定性D」……を云々しておきました。規定性A B C D……というのは、それ自身では感性的知覚に泛かぶものではなく、感性的知覚の可能的諸条件の或る契機であり、感性的知覚に映現するゲシュタルトの被媒介的成立条件をなす関係態の項として、フェア・ウンスに措定されたものです。それは、能知の側と所知の側とを便宜上分けるかたちで論考する文脈で立てられるものであるといえ、いわゆるセンシビリア (*sensivilia* 知覚的) ですらなく、ひとえに色彩・音韻……等々が、それぞれの準位と相互関係の場で、示差的な区別と分節を呈しうる所以の深層的関係態の項でしかありません。がしかし、例えば、色彩は、規定性Aと光線や視覚機構、等々の諸契機の機能的・函数的な連関態による被媒介的な存立態であるという具合に、ゲシュタルトという函数態の諸項それ自身が深層的な諸項の函数的成態として定位される次第です。」198-200Pと押さえ、この項の、そしてこの節のまとめに入ります。

「われわれがもし、「所与(x)を所知(a)として覚知する」という構制を以って、直ちに「根源的な判断措定」とみなすとすれば、主語対象のゲシュタルト的覚知は——前言語的に既に——右に謂う深層的な関係態たる所与(x)をゲシュタルトSを賓辞的にPとして措定する判断の超文法的主語たる「コノモノ」は規定性A B C D……を契機とする関係態だということになります。しかしながら、右に「もし……とすれば」と仮言的に誌した所以でもあります、迂生としては狭義の「判断的措定」という用語をもっと限定した意味で用いたいと念います。——とはいって、概念のうえでは、右にみましたように、深層的関係態を超文

法的な主語とみなすことも可能な道理です。」200-1P とし、次節に移ります。

二 「主語—述語」構造と函数的連関態

まず最初に、前節の課題を引き継ぎ、この節の課題を呈示しています。「以上ではまだ「超文法的主語」をめぐって論件の一端にふれた域に止まりますが、迂生が何を言おうとしているのか、既に御省察のことかと畏れます。が、敢て「述語」の側をも視野に收めつつ「主語—述語」構造と「函数的関係態」との構造的連関性を問題にしておきたいと思います。」201P、ここで「既に御省察のことかと畏れます」とあるのは、まさに繰り返してしつこいくらいに、論理厳密性で展開してきた、実体主義の廃却と函数的連関態としての突き出しを示しているとわたしは押さえています。廣松さんの論考は難しいとされていますが、実にしつこいくらいに論理厳密性を追求しているので、それを例示とともに押させていくと、判り易くなっています。このわたしの切り抜きメモは、その「例示」の繰り返しの「しつこさ」を省いているので、よく伝わりません。是非原文に当たってください。

第一段落——「主語—述語」構造と「函数的関係態」との構造的連関性 201-4P

「「判断」の最もブリミティヴなかたちは、いわゆる「命名判断」(Benennungsurteil=呼称判断)であると考えられます。尤も命名判断と一口に括っても、「コレはポチである」というような個体的命名判断と「コレは犬である」というような種族的命名判断とを分けて論すべきかもしれません。しかし、いずれにせよ、指称される「コレ」は、心理学的な次元でいうかぎり、「図」(Figur)として顕出しているゲシュタルト的な分節態です。……ひらたく言ってしまえば。命名しようてしまいと、所知的ゲシュタルトは“同じ”ということです。命名判断は「分析的」か「総合的」かと問うことは、判断の性格づけの次元では意味をなしません。……それでは、命名判断はゲシュタルト的覚知と全く同一の意識事態なのであるか? そうではありません。対象像そのものは変様しないにしても、意識事態全体をとってみれば相違がみられます。それは、当の対象的分節たる「コノモノ」が他者たちによってポチと呼ばれるという意識（他者たちに対して「ポチ」としてgelten(妥当)するという意識）、ないし、それが「ポチではない」という否定的判断の場合でいえば、「コレはポチである」ということが他者に対して妥当しないという意識です。この<対—他者—妥当>性の覚識は、ゲシュタルト的に分節した「図」たる「コノモノ」の覚知に、謂わば“累加”されるとはいえ、対象像そのものを内容的に変化させるわけではない。というのが当座の論点です。」とし、さらに「こうして、命名判断は、覚知されている既成の対象像「コノモノ」に、これまた、既成の「標徴」を謂わば“貼付”し、この呼称の対他者的妥当性を覚識する次第ですが、この標徴的「能記」に対応する「所記」については猶若干の検討を要します。行文の都合上、これまで、命名称の対象がゲシュタルト的分節態であることを云々してきましたが、実をいえば、「それが「ゲシュタルト」であるというのはフェア・ウンスな了解であって、当事主体にとってはそれはさしあたり個体的に分節した「図」として顕現するにとどまります。……「ポチ」と呼ばれる対象は、姿勢や光線の具合によって、また成長によって、変様しますが、それにもかかわらず同じ「標徴」で標記されるのであり、このかぎりで、命名称に指称される「所記」は“函数的同一態”とみなすこともできます。一般には、「ポチ」というような「固有名」の指称する対象は個体的実体であるかのように思念されておりますけれど、右のかぎりでは、同

一個体として覚知され、同一個体として再認され、依って以って固有名で指称されるところの命名判断の対象はたかだかゲシュタルト的な“函数的同一態”にすぎないとも言える所以です。……「コレはポチである」と命的的に判断する場合、「コノモノ」と謂うのは、射映的に現前する所与を指示しているのではないでしょうか？当事主体の反省以前的な意識においては、まさにその通りだと思います。がしかし、事柄はこれでは尽きません。反省的意識においては、ないし *für uns* には、当の与件は单なる射映そのものではなく、或るゲシュタルト的“函数態”的変項が特定の“値”をとった $f(x_1, y_1, \dots)$ という相で対自化されます。という次第で「所記」なるものを单層化してしまうことなく、いくつかの契機に分けて考えていく必要があります。——迂生が従来「意味論」の論脈で「被示的意味」「被指的意味」「被表的意味」といって区別してきたものにそれは対応します。当事意識が直接的に覚知する特個的射映が「被示的意味」であり、固有名ですら既にそれを表現する“函数概念的”規定性が「被表的意味」であり、苟も呼称を意識したり、遡っては再認的に覚識したりする場面で指向されている“函数的同一態”——これは「被表的意味」が「被示的意味」において謂わば“肉化”したものと譬えることもできますが——それが「被指的意味」にほかなりません。「所記」は、これら三契機の構造的成態として存立します。」201-4P

第二段落——個体的命名判断と種属的命名判断 204-7P

「命名判断のうち、いわゆる個体的命名判断に即して以上申し述べたことが、種属的命名判断の場合にも推及できます。もちろん種属的命名の場合、新しい契機が勘案されるべきことは申し添えるまでもありませんが、迂生の立場は普通“種属的”名辞に特有と思念されている諸契機が固有名の場面でも既に存立していることを挙示する所以になっておりますので、この一事からしても拙論の方向は大凡賢察いただけることかと念います。／普通の考えでは、個体的命名は唯一的な存在である「個体的・実体的な存在」を指称するのに對して、種属的命名は「普遍的・本質的な存在」を指称する、乃至は、当の普遍本質的な規定性を具有する一群の定在を指称するものと了解されております。個体的命名と種属的命名を区別することの了解、したがってまた、個体的実体性と普遍的本質性とを区別するこの了解は、無論、顛から斥けるわけには参りません。それは、再認的同一性との区別とも関係しますし、実体主義的存在観の“現場”でもあります。」204P と押さえ、さらに「偽、個体的命名の場合、当事者の直接的な意識においては、射映的な特個的対象が指称的対象をなすものと私念されており、実体主義的な見地からは、ゲシュタルト的移調性の相で覚知される当の“対象自体”——客觀的属性を具有する客体的実体——が指称的対象をなすものと主張されます。それにひきかえ、種属的命名の場合、当事者の直接的意識において、当の「標徴」が幾つかの対象に“貼付”されうることが了解されているにしても、ウルトラ客体主義の見地からは各々の標徴は或る特定の対象的な本質自体——客觀的属性を具有する客体的本質——に照応するものだと主張されます。このウルトラな実体主義では、ソクラテスとかプラトンとかいう個別的実体のほかに、<人間>とか<生物>とかいう本質的実体がそれぞれ各一個“存在する”ことになります。そして、命名はその一個の実体を指称するとされますので、ここでは個体的命名と種属的命名の区別は立ちません。相違はただ、当該の“実体”が普通の個物であるか、それとも、一種独特の形而上学的個物であるかの

区別に帰着します。」204-5P ここで、数学における「1」を巡る論攷に入ります。

そして「話を本筋に戻して、本質的実体なるものは実在せず、本質的規定性を共有する諸実体が実在するだけだと考え直してみると、個体的命名は対象的実体が唯一個、種族的命名は対象的実体が複数個という点で区別できそうです。この場合、命名的標徴は、或る性質をもっていることを述定するのではなく、或る性質をもっているものを指称するのだと考えられます。」206P とし、「まずは個体的命名と種属的命名とに共通する論理構制を指摘」206P するとして「種属的同一性が認められる所以の共通の本質的規定性が「種属的」名辞の「被表的意味」に照応するわけですが、この意味形象が“函数的成態”であることは改めて言うまでもありません。種属的命名判断は、所与を当該の“函数態”的項が特定の“値”をとった定在とみなすかたちで存立する点で、先にみておいた個体的命名判断の場合と für uns には同断であること、「被指的意味」の存立構成が同趣であること、このことも容易に看取していただけると思います。被指的意味が“肉化”され、対象的な相で指向されるかぎりで、この物象化された“函数的同一態”が、実体的同一体、本質的同一体という相で思念されるわけです。——反省的な立場では、実体的対象が唯一的であるか、複数的であるかという区別が重視されますけれど、小さな子供などでは両種の命名が峻別されてはいないように見受けます。この事実に関して、人々は「子供は固有名と一般名とを混同しているだけだ」と言うかもしれません。がしかし、それは単なる「能記」に関わる問題ではなく、ゲシュタルト的同一態の覚知という構制での共通性という事情に起因するところが大なのではないでしょうか？ 個体的に実体として同一なのか、極似してはいるが別々の個体的実体なのか、これの弁別は容易ではありません。……そして、おそらく「ゲシュタルト的同一態の覚知という同じ構制」のゆえに、種属的同一性を支える或るもの(本質)が、個体的同一性を支える或るもの(実体)と類同視され、そのことから「類」や「種」といった“普遍”“本質”的実体化(いわゆる「第二実体」)が生ずるのではないかと想います。」206-7P とまとめています。

第三段落——後論に必要な論点の提出 207-10P

「ところで、「コレは犬である」「コレは白い」「コレは動く」等々が「述定判断」として遂行される場合、ここでの要件は能記的標徴を対象に“貼付”することではなく、もっぱら意味的指定が眼目になりますが、意味論上の構制はやはり命名判断の場合と同様です。述定的判断においては、述定詞の表現する規定性を主語的与件において覚知すること、視角を変えて言い換えれば、主語的与件において覚知される規定態を「被表的意味」たる“函数態”的変項が特定の“値”で定在するケースとして認知すること、そしてこの認知の<対—他者—妥当>性を覚識すること、けだしこれが基幹的な構制だからです。」207-8P

「命名判断であれ、述定判断であれ、“同一の与件”に関して(a) 「コレは犬である」、(b) 「コレは哺乳動物である」、(c) コレは動物である」、(d) 「コレは飼い犬である」、(e) 「コレは大きい」、(f) 「コレは黒い」、(g) 「コレは走っている」等々、一定の判断が下すことができますし、現に下されます。……判断の当事意識がつねに分類的対比の意識を明晰にもっているとは申しません。通常は、直観的に判断を下してしまい。そこには、比較とか対比とかはもとより、分析の意識すら見出せないと申すべきでしょうし、極言すれば、対象の具えている諸々の規定性がどこまで明識されているかさえ疑問です。しかし、哺乳動

物という規定は同位的な他種の動物、動物という規定は植物、生物という規定は無生物……という具合の同位的他者との反照的区别性において規定性を明確化され、そのことにおいてはじめて哺乳動物……生物……存在……というたぐいの述定を生ずるようになります。前掲の (d) (e) (f)についても同断です。その点、(g)や「コレは死んだ」というたぐいの判断は、対比的な他者をもたないように考えられるかもしれません、それは“他者”なるものを別の実体ないし別の実体の性質に限定するからのこと、実体的には同一の対象であっても、別様の状相との対比的反照のもとに措定されている点では、やはり同趣の構制だと申せます。…………われわれの日常生活において、われわれは「物」的に分節した世界像に当面していること、——この「物」的分節の基幹的な諸単位は歴史的・社会的・文化的に相対的——であるとはいえ、われわれの場合、「犬」とか「机」とか「ペン」とか「リンゴ」とか「バラ」とか指称される次元での、日常的準位での諸個体が基幹的な単位になっていること、——そして、この基幹的な「物」的分節準位では、諸々の「物体」的分節体が同位的な胞族をなしており、従って「犬」は動物学的分類での準位でのように「猫」とか「狼」とか「虎」とかと同位的な胞族を形成しているわけではないということ、このような事情に因るものと思います。このため、分類的対比の覚識が弱くなりますけれども、「犬」とか「机」とかいう次元での措定は、諸「事物」という同位的分節体との示差的区别という対比的反照に支えられているのであり、ここでもまた同じ構制が指摘できるわけです。／只今指摘した対他的反照規定というのは、いつぞや紹介しましたヘーゲルの謂う「反照規定」とは随分次元が違いますけれど、根底的にいえば同じ洞見に帰趣する筈です。」208-210P

第四段落—— “同一の”「コレ」という主語対象の側の対他的反照規定から個体的実体主義批判に踏み込む 210-3P

「第一種の論者たちは次のように論じます。「コレは云々である」という形の判断において主語「コレ」は端的に実体的対象を指示しているのではなく、例えば「コレは黒い」という場合に見易いように、真の主語は「コノモノの色」なのであり、「主語—述語」関係とは「主語」の内包と「述語」の内包との関係なのである云々。論者たちによれば「コレは犬である」といった場合、黒に対する「色」というような主語の内包的規定は日常的語法では明示しがたいけれども、強いて言えば「コノモノの〇〇性は犬である」という構制になっているわけです。…………こうして、論者たちの見地では、同じく「コレ」という言葉が主語に立つ一連の判断において、真の主語は「コノモノの〇〇性」なのであり、この真の主語は述語に応じて異なるという答になります。つまり、言葉のうえでは斎しく「コレは……」という形になろうとも、真の主語(「コレ」の表わす対象)は同じものではないというのが論者たちの回答です。但し、この“真の主語”たる「コノモノの〇〇性」が共通に含んでいる「コノモノ」、すなわち〇〇性の基体が一貫して同じ実体であるかどうか、これは別途に検討るべき問題として残ります。が、これを検討する前に別種の見解をおきましょう。／第二種の論者たちは次のように主張します。「コレは云々である」という形の判断において、主語「コレ」は一定の規定性をえた対象をその都度指示している。例えば、「コレは動物である」という場合、真の主語は、犬というような動物的規定性をえたコノモノなのであり、「主語—述語」関係は、「主語」の外延と「述語」の外延との関

係なのである云々。論者たちによれば、「コレは黒い」という場合も、「しかじかの規定性を具えたコノモノは黒い物である」という構制になっているわけです。・・・・・論者たちの見地では、同じく「コレ」という言葉で指称されるにしても、どの規定性が明識され、どのようなものとして覚知されるかはその都度相違するのであるから、そのかぎりでは、「コレ」は同じものではないという答が導かれます。但し、どの次元での○○性が明識されるかの差異はあれ、諸々の規定性を具えた基体「コノモノ」が同一実体であるかどうか、これは別問題です。」211-2Pと押さえて、この項のまとめに入ります。「こうして、第一種の「内包主義」論者も第二種の「外延主義」論者も、さしあたり「コレは云々である」という一連の判断における“真の主語”は同じものではない、と回答しますけれど、しかし、謂う所の“真の主語”の更に奥なる実体として、諸々の規定性を担う「コノモノ」という同一の基体を想定したがります。今や、この場面での「コノモノ」と「○○性」との関係を検討してみねばなりません。——右に挙げた第二種の論者たちの場合、主語は「コレ」という言語的表現になっていても、主語的対象は「○○性を具えたコノモノ」を意味すると主張するのですから、論者たちの謂う「コレ」は既に「S」の次元に属します。省みれば、「コノモノハSデアル、ソノSはPである」という構制を呈する超文法的主語「コノモノ」ないし、「或ルモノ=x」が本来の論件だったわけですが、今から検討しようという「○○性」を担う「コノモノ」こそまさに当の「超文法的主語」にはかなりません。」212-3P

三 所謂「個体的特性」と関係態の結節

第一段落——実体主義的存在観か関係主義的存在観か 213-6P

前節最後の項を受けて「論決さるべきポイントは、以上の行論を通じて、既にほぼ収斂しております。「○○性を具えた此の同じコノモノ」という仕方で「実体—属性」の図式で考えるか、それとも、「○○という“変項”をもった单一の“函数”態という仕方で「函数—変項」の図式で考えるか、この二者択一は、実体主義的な存在観を探るか、それとも、関係主義的な存在観を探るか、この択一を意味しますので、存在論的には深刻な対立です(この対立の中には二つの世界観の間のパラダイム転換ということが存在しています)。「コノモノハSデアル」という超文法的賓述は、前者の立場では属性を具えた実体の覚知であるとされますが、後者の立場では——与件を、或る“函数的関係態”的“変項”が“特定”的“値”で“充当”されている定在として覚知すること、つまり、約言すれば——“函数態”的“充当”的措定であるとされます。この対立は、存在論の次元では極めて深刻であるとはいえ、しかし、判断論としての判断論の場面で、判断という事態を謂わば“技術的”に処理する局面では、それほど深刻には顕在化しません。実体主義的な物象化的錯認に陥っていても、判断なるものについての“技術的処理”的場面では必ずしも齟齬をきたさない所以です(哲学・認識論の次元ではそうでも、現実的矛盾の問題としては齟齬は大あります)。そのうえ、近年では、大抵の論者たちが、いわゆる「性質」は関係規定に還元できることを認めるに至っており、また「性質」はいかに特個的と称されるものでも一種の普遍者であることを認め、さらには「性質」を表わす概念は一種の函数的構制を呈することを認めるに及んでおります。となると、もはや本質的な対立は事実上存在しなくなっているのではないか、と疑われかねません。が、しかし、やはり世界観的な次元での根本的対立があることは確かですし、それが「矛盾律」の扱いといった論理学の根底的な場面に影響

しております（現実の矛盾という実践的場面においても然りです）。それは、形式論理に固執するか、弁証法的論理を探るか、この態度決定を劃する所以ともなります。」213-4Pとして、さらに「論理学者たちの多くが今日では「性質」については函数概念的関係主義を採るようになっておりながら、彼らは何故「実体」を残そうとするのか？ 因習的な実体主義のパラダイムに囚われているだけと評さるべきむきもありますが、「集合」とか「クラス」とかの扱いなどの場面で実体主義を容易に払拭しがたい事情があることも汲まねばなりません。がしかし、ギリギリ追い詰めていくと、彼らが実体主義に固執する理由は「不可識別者同一の原理」——ライプニッツのそれというより卑俗に理解したかたちでの——を怖れることに懸かっていると申せます。」214Pと展開し、最後の纏めに入ります、というより更なる問題点の提出による、次項へ繋げる提起です。「われわれのように超文法的賓述を“函数態”的充當的措定として—考えるとき、対象が“実体的”に唯一個しか存在しない場合であれ、同種の“実体”が複数個存在する場合であれ、同じ構制になります。そこで、今、同種の二個のもの、 α と β の個体的区別がどのようにして可能なのか？ 卑俗にいえば、性質のうえでは全く同じ二つのものの個体的区別がどのようにして成り立つか、これが問題点です。常識的にいえば、例えば2枚の十円硬貨のように瓜二つでも、つまり、性質のうえでは全く同じでも、両者は別々の個体だとみなされます。性質が全く同じであれば、認識のうえではとうてい区別がつきませんが、しかし、“客観的”にはやはり銅貨 α と銅貨 β とは別々であり、それは自己同一性(セルフアイデンティティ)をもっている筈ではないでしょうか？ こうして「性質」的には全く同じでも個体として別々である所以の根拠、個体それぞれの自己同一性の根拠として、「個体的実体」ということが考えられる次第です。論者たちは誇らしげに言います。“函数的同一態”なるものは、たかだか「性質」をカヴァーしうるだけで、実体そのものは埒外にある云々。この実体があるからこそ、個体的区別も存在しうるのであり、また、この実体があつてはじめて対他的関係、従ってまた性質というものも存在しうるのである云々。」214-5P

第二段落——「場所を変えても自己同一性を維持する」ということが成り立たないこと ——関係の第一次性からのとらえ返し 215-8P

「消極的な批判から始めますと、論者たちは一切の性質(いわゆる「実質」をも含めて)は関係規定だと認めておきながら、関係の当体=性質の基体たる実体をたてるのですから、この実体それ自身は「無性質」ということにならざるを得ません。果たして、そういう無性質なものが存在するのでしょうか。たとえ存在するとしても、それ端的に不可知の筈です。けだし、「知る」とは「性質」を知ることなのであるから。こうして、論者たちのいう実体は仮に存在するとしても、不可知であり、カント流の「物自体」というより、むしろアリストテレスの「第一質料」みたいなものであり、現実的には効きません。・・・・・積極的な批判に転じます。先に二枚の銅貨に即して云々しましたが、二つのものの“性質”的区別のギリギリの極限が場所的区別だと考えられます。爾他の諸性質が全く同じでも、在り場所が違えばこの一点で“性質”的に違うと言えます。そこで α が占めている場所に β を置けば、もはや α と β とは性質的に全く同じになってしまいます。(現実的な問題としては「物体の不可入性」とやらで、同時に同じ場所を α と β が占めることは不可能かもしれません、思考実験上それを許容しましょう)。それにもかかわらず、 α と β は別々の個体的実体

である、と論者たちは主張します。これは確かに常識にかなった議論です。が、しかし、それはまさに実体主義的発想を論理的に前提にするかぎりでの話にすぎません。論者たちは「実体は関係を規定しはするが関係によって規定的影響を受けないセルフアイデンティカルな不易体である」という先行的了解の立場に立ち、いまの場合、その特殊ケースとして「実体は場所(位置関係)を変えてもそのことに影響されない」という前提で立論しております。だが、「場所を変えても実体的には不变」という思い込みが問題です。・・・・・関係性を超絶してセルフアイデンティカルに自存する実体などというものはそもそも存在しないというのが卑見なのですから。でも、ここは百歩譲りましょう。われわれは日常、空間と物体とを分離し、物体と空間のあいだには実在的な影響関係はないものと見做しております。だから、銅貨の“例”が効きます。二枚の銅貨は、実際には、性質のうえで決して同じではありません。ですから、場所が同じでも相違します。しかるに、先の思考実験では、まず場所しか違わないと想定し、つぎには、その場所さえ違わないと想定して実体的相違を論じました。この第一段の想定は維持しましょう。果たして、そのときでも、第二段が認められるでしょうか。今日の物理学では認められません。一般相対性理論からすれば、空間と質料は相互的に影響し合うのですから、厳密にいえば、場所だけを変えるというわけにはいきません。質料も変わってしまいます。それゆえ、論者たちが主張するようなセルフアイデンティティは保持されないことになります。もちろん、日常的な経験の次元では、場所の変化と物体の変化とは無関係なみに扱います。しかし、今はギリギリの場面での思考実験であること、しかもここでの「場所」(位置関係)というのは関係規定ということのギリギリの最小限であることを銘記して頂きたいのです。・・・・・「場所」(位置関係)という最も“弱い”関係からしてこうなのでして、「関係を規定しはするが関係によって規定的影響は受けることなく自己同一性を保持する実体」という論者たちの前提的了解が成立しない次第なのです。」ここで、この項のまとめに入ります。「それでは個体的区別はどのようにして保証されるかを反問されるかもしれません。答は単純です。まさに関係性の相違に基づいて個体的区別が存立します。いわゆる“自己同一的”個体なるものは、函数的連関態ないしその“項”を“同一”的”の当体として措定することにおいて第二次的に立てられるにすぎません。——今や「自己同一的な実体の第一次性」という伝統的な思念を覆して「関係の第一次性」の立場に立ちつつ、いわゆる“自己同一者”としての“当体”が措定される論理構制を積極的に充明し、さらには、そのようにして把え返される「主語」対象性を“函数的連関態”に配位しつつ、旧来の「実体—属性」(「主語—述語」)の論理を「函数—変項」論理とリンクさせる作業を具体的に進めることができます。この具体的な作業は、しかし、次箇(次章)に譲りまして、ここではその前廷ともなる若干の事項を、本箇の行文中インプリシットに既述したことの対自化に即して(第三段落に)誌すことに致します。」215-8P

第三段落——全称的判断と特称的判断、函数態総体の物象化 218-21P

「本便では、以上、超文法的(meta-gramatisch)というよりも前文法的(vor-gramatisch)賓述の次元に定位して論じて参りましたが、判断としての判断成態の構制が「SはPである」という形に即して討究さるべきことは更めて申すまでもありません。」218P という前提的な確認をし、「御承知の通り、判断論においては「判断の量」ということで、全称判断と特

称判断とを区別します。それは、主語 S の外延すべてについての述語 P の(肯定的または否定的な)賓述がおこなわれる場合と、S の外延の一部についてだけ P の賓述がおこなわれる場合の区別です。ところで、全称判断「人は死すべきものなり」において、主語「人」の外延とは何でしょうか？ソクラテス、プラトン、といった諸個人を例挙したその全体でしょうか。それとも、<人>という第二実体なのでしょうか。今日では「第二実体」を積極的に認める論者は多くありませんが、それでも先に数学上の「1」について誌したところからも、“第一実体”だけで済ませるかどうか、そう簡単には済ませないことがお判り頂けると念います。例えば、英語で all が冠せられる場合と the が冠せられる場合とでは、意味論的な区別がありはしないか、この面から考えても、「第二実体」式の発想を無礙に斥けただけでは済まない筈です。しかも、われわれの場合、「第二実体」はおろか「第一実体」をも最終的には認めないと立場をとっておりますので、この問題について独自の処理を要求されることになります。」219P として、話を進めます。「われわれの見地から言えば、先述の「被示的意味」の物象化的実体化によっていわゆる「第一実体」が立てられ、「被指的意味」——これは被示的意味を“肉化”のトポスとします——の自存化、遡っていえば「被表的意味」の物象化的実体化によっていわゆる「第二実体」が立てられるのであり、実体主義の流儀で自存視することはいずれにせよ物象化的錯認です。しかし、この錯認の秘密を対自化しつつ、敢て物象化された相に定位して整序することが方便としては許されうる場面もあります。そのかぎりで、われわれとしては概念の「外延」(Umfang)を“第一実体”(正しくは「被示的意味」)の次元でのそれと“第二実体”(正しくは「被指的意味」)の次元でのそれと謂わば二本建てで考える手続をとります。このことに依って、いわゆる「類—種一個」のヒエラルヒーは、一つには「タクソン」(分類)の整序体系として系列化されます。そして、これらの整序体系が「ラング」的次元での内包的「意味」体系として間(「かん」)のルビ)主観的に既成化しているとすれば、それがいわゆる「分析判断的推理」の進展、著者と読者との“対話”的進展にとって、好便な手掛りを供する筈です。」219-20P と展開し、まとめに入ります。「尚、内包の側に関連して最後に一言申し添えますと、 $f(x,y,z,\dots)$ という“函数態”的“項”的契機——ゲシュタルトの場面でいえば“錯図”的“図”——が主語的に“主題化”され、それに伴って当初の“函数的関係”が“内自化”され、それが“属性”的に思念されるという仕方で「実体—属性」「主語—述語」の編成を生ずる場合もあります。裏返して言えば、つまり、“函数態”的総體が主語的に主題化され、その“項”が述語的に顕揚されるという仕方での「主語—述語」構造化だけとは限りません。しかし、いずれの仕方においてあれ、この“変容”に伴って実体論的構図が泛ぶ次第ですが、当の“実体”をあらためて関係態として把え返すことにおいて——これは一般には当初の関係態の相への単純な復帰ではなく、新しい相での関係態の現識化をもたらしますので——認識の進展がもたらされます。この件についても、後便で詳しく論究する予定であります。が、とりあえずのところ、関係態把捉の階型的累進の機制を示唆し、併せて、迂生の謂う“函数充当型”的論理展開なるものは数学流ないし記号論理学流の数式的変形ではなく、むしろ当事意識における物象化的実体化にもとづく、「実体—属性」「主語—述語」的構図化——著者と読者との“対話”を介してのその止揚、つまり関係態の対自化、そのような過程の累進として存立することを示唆しておきたいと存じ、敢えて獨白めいた付言を試

みた仔細です。」 220-1P

実体主義的な観点からの可能性のあるあらゆる論攷を設定して反論していく緻密さは、「しつこい」と言えるほどなのですが、その途行きが余りにも膨大すぎて追い切れません。

第八信 「主辞—賓辞」と函数成態

(前便のまとめ)「前便では「判断」の「主語—述語」構造を“超文法”な次元に即して——と申しても、エミール・ラスクの謂う *meta-gramatisch*(超文法的)とは異相であることに徴すれば、——むしろ「前文法的」(*vor- gramatisch*)な次元に即して討究しておきました。」
222P

(本便の課題)「本箇では、前便での作業の継続として、旧来の「実体—属性」(「主語—述語」)の論理を「函数—変項」の論理とリンクさせること、これが課題となります。尚、周到に論議するさいには、ヘーゲルの「物性」(*Dingheit*)論について顧慮するのが順当ですが、判断的措定や推論的進展を主題とする爰では、拙速をも憚らず先を急ぎます。／ところで、「主語—述語」関係を「函数—変項」関係に配位し直す旨を云々しますと、学兄はいわゆる記号論理学の手法を連想されるかもしれません。迂生としては、しかし、当面「記号論理学」(symbolic logic)のこととは余り意識しておりません。記号学では「命題函数」(propositional function)が云々されるとは申せ、「主語—述語」関係を依然「実体—属性」という存在観の大枠内で謂わば技術的な処理として数学風に標記するという域を幾何(ハイペル)のルビも出ないからです。尤も、悟性論理の次元、わけても伝統的な数学と相即する領界では「数理論理学」(mathematical logic)の手法がそれなりに有効であることは確かですし、弁証法的な体系構成法においても或る種の運用場面ではそれをも参酌することが有効かもしれません。しかしながら、記号論理学に所を得させるためにも、まずは「実体—属性」関係に定位する伝統的な思念をわれわれの見地から把え返しておくことが先決要求です。」 222-3P

一 主語的与件と述語的規定との関係相

第一段落——「主語—述語」関係の三様 223-4P

「前便でも一言しておきました通り、判断ないし命題における「主語—述語」関係は、伝統的思念の相では、(イ)「実体—実体」関係、(ロ)「実体—属性」関係、(ハ)「属性—属性」関係、以上三通りに分けて一応考えることができます。——「SハPナリ」という判断(例えば「犬ハ動物ナリ」)について、(イ)では、主語の指示する犬という実体が述語Pの指示する動物という実体の範囲(外延・集合)に所属することの表明であるとされます。(この見地では「雪ハ白イ」のごときも「雪ハ白色のものナリ」という仕方で、述語Pはその都度実体的指示詞として扱われます)。(ロ)では、主語Sの指示する実体(犬や雪)が述語Pの表現する属性(動物性や白色性)を所有することの表明とされ、(ハ)では、主語の表現する規定性が(内包・属性)が述語の表現する規定性を含有することの表明とされます。(伝統的な論理学では(ハ)は余り立論されません。というのも、普通の文法的な次元では「或ル動物ハ犬ナリ」というような形の特称判断の場合、「或ル動物」なるものを主語の指示する対象的実体とみなせば(イ)(ロ)はそのまま妥当しますけれども、(ハ)は稍々無理を伴うからでし

よう。しかしながら、超文法的な「主語—述語」論の次元では、(ハ)も特に困難は生じません。尚「SハPナラズ」という形の否定判断について、前記の「所属」「所有」「含有」の関係が「非所属」「非所有」「非含有」の関係に変わるだけで、やはり(イ)(ロ)(ハ)が主張されます)。／右の(イ)(ロ)(ハ)は、伝統的思念においても相互に還元可能だと考えられております。われわれとしても(イ)(ロ)を順次(ハ)にいったん還元したうえで議論を進めたいと念います。／まず、(イ)において「SハPナリ」とは、Sが端的にPと同一の謂いではなく、SがPに所属することの表明とされるさい、考えてみれば、実体S(犬、雪)が実体P(動物、白いもの)に所属するのは、実体Sが属性P(動物性、白色性)を所有するかぎりにおいての筈です。こうして、(イ)の「実体—実体」所属関係にとって、(ロ)の「実体—属性」関係が基礎になっております。／そこで、(ロ)の「実体—属性」関係ですが、このさい「実体Sは諸々の属性を具えているがそのうちの一つとしてPという属性を所有する」という了解になっていると言えましょう。とすれば、SがPを所有するという事態はSの所有する属性のうちにPという属性が含有されているという事態と相即します。この限り、(ロ)の「実体—属性」所有関係は、(ハ)の「属性—属性」含有関係と相即する次第です。／こうして、今や(イ)(ロ)を(ハ)に還元して考えることが許される次第ですが、「Sの所有される属性のうちに属性Pが含有されている」という事態、換言すれば「Sの規定性が属性Pを含有する」という事態、これをもう少し立ち入って検討しておく必要がありそうです。」223-4Pと次項につなげます。

第二段落——「Sの規定属性を含有する」という自体の詳説・三つの考え方 224-8P

「Sの所有する属性Pという属性(ハ)に謂う「属性—属性」含有関係は、これまた三通りに分けて考えることができます。」224-5Pとして「第一の考え方では、Sの所有する諸々の属性の“集合”のうちに、Pという属性もその“元”として含まれている、という具合に処理しようとします。例えば、雪(主語S)は、「冷たい」「結晶性」「白い」……といった一群の属性を具えており、そのうちの一つとして「白い」(述語P)が含まれている、というわけです。——これは、先に「実体—実体」の所属関係として考えた(イ)の構図を、要素的性質どうしの場面に適用した形になっており、まさに実体主義的発想の典型的なものと言うべきでしょう——。この考え方で、・・・・・・具合の悪い点が出て来ます。というのは、実体たるというのは、実体たる犬の所有する属性の“集合”に「脊椎動物性」「哺乳動物性」「動物性」ひいては「生物性」「存在性」といった一群の性質が謂わば同位的な“元”として属することになってしまふからです。そこで第二の見方が登場します。」225P 題目ごとの展開が進みます。

「第二の考え方では、Sの所有する或る属性が下位的に所属する、という具合に処理しようとします。一般論として、SがPという属性を所有するかぎり、その都度SはPの上位概念にあたる属性を所有すると言い張ることができます。・・・・・・Sの属性とPの属性とは同位的な“集合”を形成するのではなく、Sの属性がPという属性を下属せしめるのだ、と論者たちは主張します。・・・・・・ここでは、Sの具えている属性とPという属性とは「普遍—特殊」の関係になり、視角を換えて言い換えれば、PはSの“変項”的な特定の“値”だという了解になっております。この立場は形のうえでは一応成立ちます。がしかし、判断における如実の事態に徹するとき無理を免れません。・・・・・・判断の現場

で考えてみましょう。雪ハ白イと判断するさい、雪の色彩性なるものが泛かんで、その普遍者(“変項”)が白色という特殊者(“値”)で充当されるわけではありません。この点は、論者たちも認める筈です。もともと論者たちは、論理的関係を問題にしているのであって、別段、心理的事実を云々しているわけではありませんから、この事実の承認は論者たちにとって何ら自殺にはなりません。問題の焦点は、さしあたり、Sの所有する属性の如実相です。雪ハ白イというようなルーティーン化した事例、ことさら判断らしい判断を下さずに済む事例で考えると紛らわしいかもしれません、「コノ花ハ赤イ」というのは、論者式にいえば「コノ花ノ色ハ赤イ」ということにはなりません。しかし「コノ花ノ色」というのは、一般者としての色のことではなく、現に見えている特定の色彩です。言葉で表現するかぎりでは、色という普遍詞を利用して「コノ色」としか言いようがありませんけれども、それは非常に限定された色であり、特殊な赤色です。「コノ花ノコノ色(コノ鮮紅色)」は、述語Pの表現する、「赤」よりも特殊です。Sの具えている属性とPの表現する属性との関係は、論者たちとの主張とは逆に、前者のほうが特殊者なのです。このことに想到し、「普遍—特殊」の下属関係を論者たちと逆転するとき、第三の考え方方が成立している所以となります。」225-7P 「第三」に入ります。

「第三の考え方では、Sの所有する規定性がPの表現する普遍者的(“変項”的)規定性の特定“値”として認定されること、それがかの(ハ)に謂う「属性—属性」関係の実態であると主張します。この考え方を探るとき、SハPナリという判断的措定は——今暫く「対他的妥当性」の契機は括弧に入れて、「主語対象性と述語的規定性との意味関係」に話を限りますが——主語Sの指示する対象において見出される規定性(例えば $Aa+b$)を述語Pの表現する函数的成態が特定の値で充当された定在($Aa+b$)として覚知することを内実とします。尤も「 $Aa+b$ 」を $f(x)=Ax+b$ の変項が特定の値(a)をとっている特殊態として認知すると言っても、 $f(a)=Aa+b$ と別に $f(x)=Ax+b$ という一般者が表象されるというわけではありません。リアルに表象されるのは、通常、 $Aa+b$ に限られると言うべきでしょう。このかぎりでは「普通—特殊」なのかという対立、つまり、上記の「第二の考え方」とこの「第三の考え方」との対立は、いずれにせよ心理的事実次元のことではありません。がしかし、Sの対象的規定性(コノ特定の赤色)とPの表現する規定性(赤色という部類)との関係を反省的に二肢化して考える場面では、前者($Aa+b$)より後者($Ax+b$)のほうが普遍的と認められます。この間の事情は「或る動物は犬である」といった事例についても、それが「或るコノ動物は犬である」というアクチュアルな判断場面であれば容易に看取していただけると思います。また、「僕が永年探していたのはコノ本だ」といった事例でも「コノ本だ」というのが指示ではなく賓述であるかぎり、その範に漏れません。／迂生としては、右に謂う「第三の考え方」を換骨奪胎する流儀で事を処理する所存です。とは申せ、以上の議論では、アクチュアルな判断現場と称したものと、概念体系が既成化している場面——これとてやはり一種のアクチュアルな場面に違いありませんし、学理的判断・命題の体系は概してこの領界に納まります——との位相差が明示的ではないこと、そのうえ、所詮はまだ「实体—属性」という構図の埒内に止まっていること、この種の問題点が残されておりますので、一直線に作業を進めるというわけには参りません。順次に論点を詰めて行くことにしましょう。」227-8P

第三段落——前項への反問による詳述—錯図的構造 228-31P

「迂生が判断における「主辞—賓辞」関係を前掲(ハ)の「属性—属性」関係にいったん還元し、そのうちでも所謂「第三の考え方」を探り「特殊—普遍」の関係として了解する構図に手掛けを求めるようとしているのを見咎めて、次のように反問されるかもしれません。主語Sと述語Pとの関係について(ハ)の「属性—属性」説を探るとき、「第一、第二の考え方」ならばまだしも、「第三の考え方」では“真の主語”は“Sのもつ諸性質のうちの或る特定の性質”になってしまい、もはやSを主語とすること自体が不当になりはしないか？つまり「花が赤い」といっても、真の主語は、「コノ花ノコノ色」の謂いになり、それゆえ「花」を主語Sとして扱うのは失当というべきではないのか？或る種の場面では、たしかに、SハPナリという判断の実態はSノ〇〇性ハPナリの謂いだと認め、主語は「Sノ〇〇性」である旨を承認せざるを得ないことがあります。しかしながら、一般には、依然としてSが主語なのです。そこで、まずはSを主語として認めつづけることの正当性が問題の焦点になります。／主語対象Sのもつ諸性質のうち特定の性質が述語的規定Pの特定値として認定されるに“すぎない”にもかかわらず、その特定性質だけではなく、総体としての対象Sが主語として認められるのは如何にしてあるか？この問題に応えていくためには、まずはアクチュアルな現場、それも“前文法的”な「コレハSナリ、ソノSハPナリ」という場面に即するのが便利かと思います。既成の概念Sと既成の概念Pとのルーティーンな関係の場面とは異なって、ここではSで呼称される与件「コレ」がさしあたり心理学者の謂う「図」の次元で現前します。いま「コレハ布(「きれ」のルビ)デアル、コノ布は碁盤縞(「じま」のルビ)ダ」という認知の場面に即して考えてみましょう。眼前の「コレ」(布)が「図」(Figur)として知覚されているとき、周辺の他のものは一般的に「地」(Grund)の相で背景をなし、もっぱら当の「図」が意識の志向的対象となっております。勿論、「コノ布」と「アノ布」とが対比的に図化されているような場合もあり得ますし、「地」といっても「準図」的な相で意識されている場合があり得ます。が、爰ではまず「布」が知覚的に「図」化している場合を想定します。・・・・・所与の「コレ」(布)はさしあたり单一態としての「図」の相で「地」から顕出しております。が、この「図」の“契機”が明識されますと、その場合には当の契機が“図化”され、元の「図」は「碁盤縞」という分節構造の相で“錯図”(つまり、図の中に更に図がある複合図)に現成します。そして、この錯図化と相即的に「コノ布ハ碁盤縞デアル」という覚知が生じるわけです。所与の布は「碁盤縞の布」という相に錯図化(分節化)されて意識されるようになっても、一般には当の「図」(布)としての覚知を維持します。というよりも、この統一態勢が維持されているかぎりで“錯図”なのであり、もし当初の「図」が瓦壊して、もっぱら縞模様だけが「図」として意識されるようになっているとすれば、今や「布」は図ではなくして「地」になってしまつて申すべきでしょう。実際、当初の図の部分的契機だけが図化されて、元の図が崩壊してしまう場合が生じ得ます。そのような場合には、「コレハ布デアル、コノ布ハ碁盤縞ダ」(つまり(Sの)〇〇性が“真の主語”)とならなくなります。が、ここでは所与の「コレ」が錯図的に分節化しつつも、図としての統一態勢を維持するケースに止目しましょう。この場合には、所与の「コレ」(「図」)がSと指称され、当の図の錯図的分肢が“函数”Pの“特定値”として認知される次第です。茲では、Sで指称される「図」が錯図的に分節化(して

明識)されつつも、当の单一の「図」(錯図)として相変らず「地」から顕出しているという事実、この事実が「SハPナリ」という賓述、つまり「S」を主語に立てたままの賓述を“正当化”する所以となります。」228-30Pと押さえ、更に、論攷を進めます。

「しかし、爰で次のように指摘されるかもしれません。図Sが錯図化しても元の統一性を維持するということは、分肢的図(図中の錯“図”)が「Sの契機」であると言うことを正当化するにしても、それはあくまで「Sの」という所属性であって、主語は「Sの○○という契機」でなければなるまい云々。——迂生としても、実は、原理的な次元では、「S△○○という契機ではPデアル」という言い方と、「S△○○という契機ハPデアル」という言い方とを峻別するつもりはないのです。と申すのも「主語」なるものについて実体主義的には発想しませんので、Pという賓述の主題(被述定的被提示態)がSでさえあれば「Sハ」か「Sノ」かは決定的な相違とは考えないからです。」230Pとしたところで、次のように話をまとめ、次節の課題を提示します。

「という次第で、「SハPナリ」という述定は、「Sハその○○という契機に即してPナリ」——「Sハそれの○○という規定性において“函数”Pの“特定値”ナリ」——の謂いになります。ところで、右の行文では「S」とその契機たる「○○」との関係を“錯図”的な総体と“分肢的図”になぞらえるかたちで議論を進めましたが、両者の関係を正確に規定する必要があります。これは伝統的な思念における“主語的実体”(つまり「属性を具えた実体」とそれに所属する“属性”との関係を正規に把え返す作業に帰趣します。」231P

二 主語・述語規定の「対他的」反照関係

第一段落——「○○という契機」の在り方—「対他的関連性」ということ 231-4P

(前節のまとめ)「伝統的な思念のもとにおける“主語的実体”とそれに所属する“属性”なるものとの真実態、ならびに、両者の関係の真実態について、行文を通じて既に或る程度までは誌して参りました。が、しかし、「錯図」とその「分肢」という半ば比喩的な言い方では、まだ肝心な構制が逸せられたままでです。」231P

(この項の課題)「実情を見極める順路として、まずは「Sハ○○という契機に即してPナリ」という構図における「○○という契機」の在り方から見ていきましょう。」231P

「嚮に「S」とその規定との関係を「錯図」とその“分肢的図”との関係になぞらえたのがミスリーディングなのですが、両者の関係は決して「全体」と「部分」との関係ではありません。伝統的な思念では、実体とそれに附着している性質といったかたちで表象しますけれど、規定性が附着的に所有されているわけでもないということ、これまた明らかです。日常的に「Sノ性質」というさい、Sなるものがまさに実体主義的に自己完結的な存在体とみなされ、このものに性質が附属しているかのように表象されがちですが、いつもやも誌しました通り、“性質”なるものは“対他的関係規定”を“内自化”して表象したものにはかなりません。「彼女ハ人妻ダ」(ママ)「象ハ大キイ」「犬ハ走ル」というさい「人妻」(ママ)は自己完結的な実体ではなく対他的関係規定の結節化されたものであり、「大きさ」は対他的比較規定の固有化されたものであり、「走行」も対他的布置変化関係の内自化されたものであり——という具合に、名詞的であれ形容詞的であれ動詞的であれ、およそ述詞が表現する規定性は対他的関係規定性を即目的に結節化したものになっております。・・・・一昔前まではどうだったか存じませんが、今日では「性質」とはすべて「関

「係規定」に還元されうるという提題は哲学者たちの常識に属します。かつてスピノザは「すべての規定は否定である」(omnis determinatio est negatio)と言いましたが、「すべての規定は関係である」(omnis determination est relatio)と申すことができます。／爰で強調したいのは所謂「性質」なるものはすべて関係規定であるということそれ自体ではありません。「Sハ(○○)という契機に即してPナリ」という賓述において、「○○という契機に即して」という関心の場面で「対他的関連性 Beziehung etwas Anderes」が構造的な要因になっているということ、銘記したいのはこのことです。「SハPナリ」という判断は、もっぱらSとPとだけの二項的関係のように思われがちですけれども、実は「○○という契機に即して」という構制の場で、第三の因子の介在に依っているということを申しておきたいのです。「○○に即して」という場で、他者(これは他人の謂いではあります)への反照的関連づけがおこなわれると言っても、当の他者(etwas Anderes)が第三項というかたちで明識されると強弁するつもりはありません。一般には、「○○という契機」がSに内属する性質という相で(物性化されて)表象されていますので、当の性質的契機に即するといつても、SとPとの二項だけで済んでしまいます。・・・・・このかぎりでは、「○○に即してPナリ」という賓述は当事意識にとって(für es)前記の $Aa+b$ と $f(a)=Aa+b$ の関係に納まります。しかし、学知的省察の見地から(für uns)いえば、 $Aa+b$ なる規定性がSにおいて性質という相で物性化されるその機序の場で、Sという“錯図”の当体性を崩さぬ仕方で対他的関係性が反照されているのであり、この対他的反照が「Sノ○○性」という規定の存立を支えております。そして、この対他的反照関係は、当事意識においても、往々“準図”的な相で意識されることがあり、時には明確な“図”的な相で対自化されることもあります。」232-4Pまとめに入ります。

「Sハ(○○)という契機に即してPナリ」という判断は、こうして、少なくとも学知的省察の見地からは、○○という内的に物性化された規定性を依って以って存立せしめる所以の対他的反照関係において、S(ノ○○という規定性)は“函数”Pの“特定値”であることの認知を内実とします。」234P

第二段落——SとPの関係そのことについての論究 234-8P

(この項の問題設定) 「只今誌しました「対他的反照関係」「或る他者への関係づけ」という契機は、学理的体系構成の場面で格別に重要な契機として追認されるのですが、今度はしばらくSとPとの関係そのことについて論攷しておきたいと思います。／先刻来、Sの規定性とPとの関係を“錯図”と“分肢”的な関係になぞらえたり、別の論脈では $Aa+b$ と $f(a)=Aa+b$ との関係になぞらえたりして参りましたが、これではもちろん事態を尽くせません。“図”が錯図的に分節化した相で明識され、 $Aa+b$ が $Aa+b$ として明識されるのであれば、そこでは「Pナリ」という賓述は無用ではないかとの疑義すら生じ得ます。／議論の間口を拡げ過ぎる惧れもありますが、茲ではSとPとの関係について学説史上の係争問題をも念頭におきながら、右のありうべき疑義にも応えることに致します。」234P

「「主語S」と「述語P」との関係は、先には実体と属性という整理の視角から扱いましたけれども、認識論的論理学においては、むしろ「主概念S」と「賓概念P」との概念どうしの関係として討究されるのが普通です。この場合、両概念が実体に対応すると考えられているのか、それとも、属性に対応すると考えられているのかを問い合わせば、上記の(イ)(ロ)

(ハ)に帰着するにしても、当座の論件としては別様になります。論者たちは、主賓両概念と言っても、実質的には「表象」の次元で考えているのが普通であり、それゆえ、論者たちの議論は、「主語表象」と「述語表象」という二つの“心像”的な関係の分析なりがちです。」234-5Pとして、ここで、「結合説」と「分離説」の討究に入ります。

「伝統的な議論は、この次元では「結合説」と「分離説」との対立という相で展開してきました。結合説は、判断とは主語表象と述語表象とを結合して一つの複合的な結合表象を形成することだと主張します。分離説は、判断とは主語表象を分割してその特定の部分表象を顕化することだと主張します。……これら両説は、SとPとの関係がルーティーン化している場面で係争しようというのではなく、原初的な場面での判断に関して対立する次第でして、一方が「総合的」「結合的」と主張するのに対して他方は「分析的」「分割的」と主張するわけです。」235P

「これら両説は、判断における主賓両概念とその間の関係を所詮は心像的表象の次元で考えており、認識心理学の準位ですら採らるべきもありません。——判断の本質を表象の結合・分離ではなく、肯定・否定と決意的態度決定に求める立場からの批判もありますが、迂生が今ここで結合・分離の両説とも問題外だと申すのは、概念は表象とは存在性格を異にするという事実にもとづいてのことです——。がしかし、表象説への批判は後廻しにして、以下しばらくのあいだ、これら両説に藉口しながら議論を進めてみましょう。／「SハPナリ」という形の肯定判断の場合、原初的な場面での心理的機制について“図”的“錯図”化とその分節肢の顕化を云々する分割説が妥当するようにも思えます。しかし、例えば「水ハH₂Oナリ」といった判断の場合どうでしょうか。結合論者たちは、Sたる「水」の表象には「H₂O」という表象は含まれていない旨を指摘し、原初的にはSの外部からPが導入的に結合される旨を強調します。一般に、学問上の新発見的認識はもとよりのこと、経験的知識の拡充がおこなわれるのは、主語Sに従来“未知”だった“新しい”契機が累加されるという仕方においてではないでしょうか。たしかに、一応は“累加”と言うことができます。がしかし、それは主語Sに関する既成の知識に即しての話です。外部から導入して累加するという言い方は、半ばルーティーン化している場面に即したものになっており、発見的なアクチュアルな現場での議論からは離れているように思えます。発見的認識の現場では、S(例えば「水」)が、従前では気付かれなかつた新しい規定性(例えばH₂O)を分筋的な錯“図”として分節化した相で現前するのではないでしょうか。現場的な議論では、どうやら「分離説」「分割説」のほうかに分がありそうです。——勿論、この新しい状相での分筋化がおこるのは、Sの自然発生的な分裂の結果ではなく、対他的反照の媒介に俟つものであり、時によつては“外部から”“仮設的に”Pという述定操作を導入してみた結果かもしれません。しかし、Pが外部的に“貼付”されるのではなく、Sが当体的統一性を維持しつつ“分筋化”し、それがPとアイデンティファイされるという構造は動かないのではないか——。尤も、迂生が此説を積極的に採ろうとする者ではないことは上述の通りですし、ヘルダーリン・ヘーゲルの「原始—分割」(Ur-teilen)説を援用するにしても、「図」と「地」との分出的区別の場合と「図」の“錯図”化的な分筋の場面とを慎重に配慮する必要があると思います。」235-7Pさらに、別の否定判断の問題を提起します。「とりあえずは、しかし、Sとその規定性という場面に関して分割性に仮託して話を進め

たいのですが、ここでもう一つ断り書きを添えながら論件を登録しておかねばなりません。「SはPなり」という肯定判断の原初的な現場では先に見た通りだとしても、「SハPナラズ」という形の否定判断の場合、PがSにとって外的である以上、分割説ではどうもしつくりいきそうにありません。その点、結合説はPをSの外部から導入するという構制では好便ですが、しかし、否定的結合という在り方は表象結合とは所詮次元が違います。という次第で、爰でしばらく仮託しようと念う構制では否定的判断を扱えません。翻って考えれば、しかし“現場”に即した議論を試みようという今の場合、幸いにも否定判断は括弧に収めておくことができます。——学兄は、アクチュアルな現場でも不斷に否定判断が下されると仰言るでしょうか。或る意味では迂生もそのことを認めます。だが、「異別判断」と「否定判断」とが混淆されてはなりません。・・・・・両者は従来の論理学において、そしてヘーゲルにおいてすら、混淆されるむきがありました。「異別判断」と「否定判断」との異同については、後で立帰るべく課題を登録しておき、ここでとりあえず言い切つておけば、“現場”で不斷に当面するのは「異別判断」であつて「否定判断」ではありません。勿論、否定判断も絶無ではありません。それは、現実的な見解の対立・論戦はひとまずおくとして、「P₁かな？ P₁デハナイ」「P₂かな？ いやP₂デモナイ」といった仕方で、仮設的・自問自答に賓述してみてそれを否定する場面で生じます。では、仮設的賓述およびそれの否定とは如何なることか、これが新たな問題になりますし、そもそも“現場”では一般に狭義の否定判断はおこなわれないとすれば、狭義の肯定判断もおこなわれないと言うべきではないのか？ そこでは「異別判断」と同位的な「同轄判断」がおこなわれると言うべきではないのか？ このことも後に論定すべき案件としてここでは登録するにとどめ、議論を先に進めてみることをお恕し願います。」237-8P

第三段落——S(ノ〇〇という規定性)とPとの関係 238-40P

(この項の問題設定)「随分と右顧左眄するかたちで、問題を登録する仕儀になりましたが、話を本線にもどしまして、あの「分割説」に仮託する流儀でS(ノ〇〇という規定性)とPとの関係を見定めておきましょう。」238P

「Sにおいて対他的関係規定が反照的に内自由化されている或る分枝的規定性、この規定性(Aa+b)がP(f(x))の特定相として覚知され、Pという詞で(いわゆる「内語」)にとどまつていても可)命的的に呼称されるとき、この事態は当該の規定性(Aa+b)の単なる知覚よりも遙かに「より以上」の態勢です。なるほど、当事判断主体のリアルな意識過程としては、当該の錯図的“分枝”に留目し、それをPという詞で命的的に呼称するという域をいくばくも出ないのが普通でしょう。彼はAa+bのほかにf(x)=Ax+bなる関係態を明識的に表象するわけではありません。がしかし、前便で「命名判断」について誌したところを想起していただけだと好便なのですが、与件をほかならぬPという詞で呼称すること——QとかRとかでなくPで呼称するということ——は、与件をQR etc.ならざるPという規定態の特定相、つまりf(a)=Aa+bとして認知していることを意味します。このさい、f(b)とかf(c)とかが対比的に泛かぶわけではありませんけれども、しかし、QとかRとか呼ばれる規定性との区別性、そして、P₁と呼ばれる範域の規定性との同一性が即目的にせよ意識されている筈であり、この対他的区別と同一の意識契機において、ここでもやはり「他者への関連づけ」(Beziehung auf Anderes)という構制が見出されます。この「他者」および「対

他関係性」は、先に「Sハ〇〇という契機に即して」という脈絡で問題にしたそれとは別でして、先にみたそれは「〇〇という規定性」そのものの内的な物性化を支える関係規定であったのに対して、今ここにいうそれはPというf(x)を対象的区別性において割定しつつその範域内の類同性を支える関係規定です。」 238-9P

「Pという賓述は、さしあたりPという詞での命名判断的呼称の域にある場合ですら、所与の規定性(Aa+b)の单なる知覚(“無名的”知覚)とは決定的に異なります。これが言語というものの重大な意義の一斑にほかならないわけですけれど、詞で呼称・表現されるということは“内語”的次元でとどまって発声されない場面でも既に、当の詞の「被表的意味」である“函数的成態”とその“充当”という意味構制を存立せしめます。／ところで、与件がそれとして覚知されるところの「被表的意味」——「概念」の内包(Inhalt)と呼ばれるものはその一種です——、視角を変えて言い換えれば、与件がそれの特定値的定在とみなされるところのそれ、つまり、かの“函数的成態”は、それを自存化させた相で考えるとき、レアルな形象ではなく、イデアルな形象(ein ideales Gebilde)としての存在性格を呈します。(この問題に関しては拙著『世界の共同主観的存在構造』第一部を参看いただければ幸甚です。) 239P

「先に、結合説および分離説は、主賓両概念を所詮は「表象」(心像)の次元で考えていることを指摘し、この難点の故にわれわれとしてはそれを採ることができない旨を記しておきましたが、今やその含みの一つを御諒解いただけると念います。概念は、主語概念であれ、“実体”概念であれ“属性”概念であれ、前便でカッシーラーを援用しながらおきました通り、実際には一種の「函数概念」としての性格をもっておりまます。そして、函数概念たるかぎり、それはレアルな心理的表象たりうべくもなく、哲学者たちの所謂イデアルな存立態と言わざるを得ません。しかるに、結合説も分離説も「概念」なるものをレアルな「表象」の相で思念し、それにもとづいて立論するという錯誤に陥っております。けだし、概念のイデアリテートを対象化すみのわれわれとしては、両説を共々に排却する態度をとる所以です。」 239-40P

まとめの文です。「翻って省みれば、しかし、われわれ自身、「分離説」に仮託する流儀で議論を進めてきたむきがあり、その点では前便での「前文法的賓述」の議論にもやはりその憾があります。今やその是正を要する次第ですが、もう暫く仮託を続けるかたちをとつて、先ほど登録しておいた幾つかの問題とも絡め、しかるべき局面で矯正することにしたい念います。」 240P

三 判断成態と「函数一変項」の内的構制

第一段落——「知覚現前的判断」と「概念思考的判断」 240-5P

(この項の問題設定)「同じく「判断」と呼ばれるものでも、例えば、眼の前の具象的な対象を観察しながら「コノ犬ハ雄デアル」と認定するような場合と、俗に謂う“单なる思考の場面”で「犬ハ動物ナリ」と述定するような場合とでは同列に論じ去るわけにはいきません。嚮に「アクチュアルな場面」と「ルーティーン化した場面」といって一応区別を設け、とりあえず前者に即したのはそのためでしたが、学理的な理論体系ではむしろ後者が大きなウェイトを占めることですし、両者の異同というか位相差を確認しておく必要があります。この問題は、前便で「コレハSナリ(コノSハPナリ)」という前文法的・超文法的な主

賓関係と「SハPナリ」という文法的な主賓関係について、本質的な構造は同じであっても差異の面を看過できない旨を話し、持ち越した案件にもほかなりません。」240-1Pとして、持ち越していた「アクチュアルな場面」と「ルーティーン化した場面」への論攷に踏み入るとしています。

そして「超文法的な構造に即すれば「犬は動物ナリ」という判断でも、やはり、或る与件が犬デアルこと、その与件が○○に即してPデアルことの設定になっており、このような基礎的構造では「コノ犬ハ雄ナリ」といった知覚的にアクチュアルな判断とも同型です。しかし、両者のあいだに差異があることは覆えません。それでは、奈辺に相違があるのでしょうか？——標記を簡単にうるために「知覚現場的判断」「概念思考的判断」と呼び分けることにしたいのですが、茲では、両者の異同についてその一斑をみながら、旧来の判断論が陥りがちであった或る陥穽の指摘から始めます。」241Pとして中身に踏み込んでいきます。

「「知覚現場的判断」と「概念思考的判断」とを比較するとき、誰しもまず気がつくことは、前者はその都度の与件「コノモノ」に関する単称判断であるのにひきかえ、後者は概して全称判断であることでしょう。知覚現場では単称的とはいっても、或る視覚からみれば主語的対象が複数と言える場合も勿論あり得ます。しかし、それは単称判断の並列か、または、複数的与件の一総体ないし関係性という单一の志向的対象に関するものであって、判断主語の本質的在り方に徴すれば「単称的」である筈です。それにひきかえ、「概念思考的判断」の場合、何故に全称や特称が可能なのか、これの説明はあと廻しにしますが、論理学でしばしばおこなわれているような、単称を全称に含めて同列に扱う安直な手続は問題だということを銘記しておきます。これは前便のなかで、「同じく判断の“量”といつても主概念の被示的意味の次元と被指的意味の次元とを区別しつつ処理する必要がある」旨を誌しておいた論点に関わります。が、この問題は姑く措いて別の側面にいったん目を向けておきましょう。」241-2Pとして「アクチュアルな知覚現場的判断の場合、Sノ○○という契機が——必ずしも対他的関係性が明識されることはないにしても、少なくとも或る内的規定性の相で——対自化されることなしにはPという賓述が遂行されません。なるほど、Sという詞とPという詞との意味的相属関係が明識な場合、コレハSナリという前文法的賓述おこなわれただけで、○○性の対自化を伴わずPという賓述がおこなわれる場合もあり得ます。がしかし、その際には「SハPナリ」が「概念思考的判断」になってしまっておりますので、知覚現場的判断における○○性の対自化という先の立論は崩れません。その点、ルーティーン化している概念思考的判断の場合には、○○性の対自化が一般には生じないというまさにその理由から、「S—P」関係は単純な二項関係だと思念され、そこにおける対他的な反照という構造的機制が看過される所以となります。」242Pとして、主辞対象像の安定性の問題にふれつつ、「当座の論としては、この部面は閉却してもよい」としたところで次の論攷に入ります。

「知覚的な現場でPナリと賓述するさい、現前する○○という主語対象の規定性について、その対他的異別性や対他的類同性の較認がおこなわれ、それを機縁としてP(QやRならざるP)という施詞的定立が生じます。しかるに、ルーティーン化している場面では、一定の前意識的なコンテクストによる反照的規定を受けているにせよ、「犬ハ動物ダ」「象ハ大

キイ」という具合に、Sが直截的にまずPと述定される感があり、対他的反照が意識される場合にも、Sの○○性やPの対他的校合性が意識されるというよりも、むしろ既成化している概念のヒエラルヒ一体系(類—種的な整序系列)と照合される趣きがあります。——ここに謂う「概念のヒエラルヒー」なるものは、発生論的には「SハPナリ」という間主観的に承認される判断の積み重ねを通じてはじめて成立したものにはかなりませんが、ルーティーン化している場面での当事判断意識においては、却って逆に、当の概念系列体系(これはしばしば対象的実在の客観的なヒエラルヒーであるかのように思念されます)のほうが「SハPナリ」という判断の準拠枠として意識される始末なのです——。現場的判断では「SハPナリ」とは上位概念と下位概念との(乃至はそれに対応する実在どうしの)直接的な二項関係の模写的追認だと思念されるに及びます。」243P

「論理学における判断論は、概して、判断が——諸々の概念のあいだの意味的相属の関係がラング的に既成化していることを俟って——ルーティーン化している次元に定位して論考しますため、往々にして判断のアクチュアルな構造を見失う仕儀に陥っております。その間の消息は、右に幾つか摘記した範囲からも御賢察いただけれど思ひます。／概念および相続関係がラング的に既成化されるにさいして、パロール的な次元では逸せない対他的反照の具体的な脈絡が“捨象”され、もっぱら二項的な直接的関係の思念を使嗾する次第ですが、しかし、ラング的な次元でも立ち入って省察してみれば、決して対他的な反照が完全に消去されているわけではありません。· · · · · この対他的関係づけ、ないしそれの内自化された当該の規定性の何たるかは、概念Aと概念Bとを主述関係に置くさいの“一種のサブ文法的規則”として当然の了解事項になっていると言えます。そもそも、諸概念とその相属関係のラング的既成化というのは、このような配備を含み込んではじめて成立しております。· · · · · 「○○に関して」がルーティーンに欠落する場合、それは消極的な意味での欠如ではなく、「飲む・打つ・買う(ママ)」における目的語の欠落などとの同趣の“積極的な欠如”、つまり“零記号的なポジティヴな余白”なのではないでしょうか。——これはパロール次元の場合、「○○に関して」が自明なかぎり殊更言表しないのと同じ論理構制であり、この機制に淵源するものと思われます——。しかるに、論者たちは、ラング的に既成化した次元に定位するさい、“サブ文法的な規則”や“零記号的余白”というポジティヴなメントを閉却して、もっぱら表層的に発語される詞辞体系だけに眼を奪われますので、ルーティーン化が最も進んでいる「概念思考的判断」を単純な二項関係だと錯覚してしまいます。」244-5Pとまとめます。この“積極的な欠如”、つまり“零記号的なポジティヴな余白”というのは、例えば「買う」という事が齧歛を買う、反差別論的に批判されるというところで、「余白」や「欠如」にすることではないでしょうか？そして次項の課題を出しています。

「ラング的に既成化した次元における」「表層的な発語の詞辞体系」に眩惑されてアクチュアルな認識構造を看過する論理学者や、いわゆる「言語分析学派」の前車の轍を踏まぬためにも、知覚現場的判断にもう一度目を向け直しておきましょう。」245P

第二段落——持ち越した「否定判断」への論攷 245-9P

(この項の問題設定)「先には「否定的判断」の処理を持ち越しましたので、この問題の一端をも射程に入れたいと思います。「異別判断」と「否定判断」、「異別判断」と「同轄判断」、

「否定判断」と「肯定判断」等々、嚮に登録していた問題もここで絡める段取りです。」245P
「問題の所在を再確認するところから始めますと、「結合説」であれ、「分離説」であれ、判断を「表象」どうしの結合・分離という次元で説明しようという理論では、否定判断を処理できないことを上述しましたが、実をいえば、「表象説」では判断における「肯定」ということの存立構造も説くことができないのです。この間の事情を確認するためには、「判断」ということが言語なしに成立しうるか？」と藉問して見るのが便利かもしません。この設問にどう答えるかは「判断」の定義次第だとも言えます。がしかし、まさに「判断」の定義的限定がここでの先決要求をなしております。」245-6Pとして、

「今日では「言語はたかだかのところ判断が成就したのちにそれを表現するための外的な手段にすぎない」とみなすたぐいの論者はおそらく居ないと思います。しかし、言語以前的な判断、言語なしの判断も一応存在するのではないか? 動物ですら一種の判断をおこなっていると言えるのではないか?」246Pと問い合わせ、著者はそれに答えて、「迂生としては狭義の判断を言語介在的なものに限る立場を採ります。但し、単なる「異一別」であっても、言語的に表現しようとすれば、「a と b は異なる」 → 「a ハ b デナイ」という否定判断になること、また、単なる「同一轄」であっても、言語的に表現しようとすれば「a と b は同じだ」 → 「a ハ b デアル」という肯定判断になること、——そして学説上、従来の判断論ではこれらが歴(「れつき」のルビ)とした判断とみなされてきたこと——この事情に鑑み、「異別判断」「同轄判断」なるものを“広義の判断”に属するものと認めることにします。(但し、これは所与 x を所知(a)として覚知するという単なる知覚の構制よりは位階が高いものであることに留意ねがいます)。」246P

「「言語」の介在する狭義の「判断」にはどのような特質が加わるのか? 「コレハ S ナリ」「S ハ P ナリ」と述定する場合、S や P という言語音声(内語たる音韻表象にとどまつても可)が登場しますが、この記号的音声形象は、“表象説”——「結合説」であれ「分離説」であれ——の謂う「概念的表象内容」の埒外にありますけれども、この記号的形象という契機が実は重大な役割を演じます。嚮には、対象 S の○○性という契機(つまりそれに即して P と賓述される所記的与件)を「分割説」の流儀に仮託して云々しましたが、しかし、それは「所記的与件 P」の話であって「能記的音声 P」の話ではありませんでした。音声“錯図” S の外部から導入して、一種独特の仕方で結合されるものです。(なるほど、既成態化している場面では、音声 P が“錯図” S の“分肢”になっているかのように意識され得ますけれど、子供が言語を習得していく過程などを引合い出すまでもなく、原初的にはあくまで音声 P は S にとって外的です)。但し、P が外部導入的に結合されると言っても、この“結合”は「結合説」の謂う「結合」とは別種です。尤も、所与の“図”と音声 P とのこの“結合”的在り方は一種独特とは申しても、言語現象に排他的に特有とまでは言えません。それは、例えば、雪の上の趾を見て兎を意識するとか、裏山から聞こえる声をウグイスの鳴き声として了解するとか、窓をよぎった影を燕として覚知するとか、このような前言語的な場面で既に作動している機制と同趣と言ふべきでしょう。(大脳生理学的には、それは「条件反射」の機制基礎をもつものとされますが“図” → 音声、および音声 → “図”的双方的な条件づけであることの銘記を要します)。当事主体の意識における“図”と“音声記号”との関係は、同轄的ではなく、反省的にはむしろ異別的ですが、さしあたり「命名

的結合」としか言いようがありません。が、ともあれ、言語が介在することにおいて、所与対象と言語記号との「命名的結合」態が意識に現成します。」246-7P

「この「命名的結合態」の現前化は、それ自身ではまだ命名判断ですらなく、この「施詞措定」の対自己的帰属性が覚識され、且つ、当の命名的措定の対他者的妥当性が覚識化されるとき、この条件を充たしてはじめて「判断」になります。——ここに謂う「対他者的妥当性」ということは、認識論的主觀をめぐる論考を俟たねば十全には説けません。とりあえずは拙著『世界の共同主觀的存在構造』第二部第二章の参看を願い、爰ではむしろ外面向的な事項を追録するにとどめます——。· · · · · 爰では、①「施詞措定」という命名的結合それ自身は、肯定・否定に対してまだニュートラルな前件であること、②当該「施詞措定」の対自己的かつ対他者的帰属性が覚識されるときが「肯定」であること、③「施詞措定」の対他者的帰属性が意識されつつも対自己的非妥当性(拒斥)が覚識されるときが「否定」であること——或る他者(das Man)的な相でのヒトをも含む)による施詞的な問題に対する不承認的拒斥が「否定」——、この事まで誌すに止めます。」247-8P

「肯定および否定ということは「同轄」や「異別」とは次元を異にし、間主觀的な承認・拒斥の場で存立するものであるということ、爰で銘記したいのはこの点です。尤も、間主觀性ということはいわゆる他者認識という大問題に絡みますし、対自己的にせよ対他者的にせよ、「帰属」とか「対妥当性」とかは原理的に説明を要する論件であり、あまつさえ「非人称的帰属」とか「認識論的主觀」とかいう論件を導入してマイノング流の「仮定」とか、さらには「真・偽」の問題とかを論じる課題がまだ残されております。これはまさに認識の「対話的構造」と相即する問題ですから、順次に詰めていくのほかないことを御諒解願いたいのですが、以上の臆言からも、迂生が先に知覚現場的判断では否定判断はさしあたり括弧にいれておけると申した含みだけはお判りいただけたのではないかと念います。知覚現場的判断において、異別判断は不斷に生じること、また、論戦的対立における否定的判断も生じうこと、さらには「P₁かな？ いやそうではない。P₂かな？ いやそうではない」という仕方での否定も生じうこと、このことを認めたうえで、しかし、アクチュアルな現場では肯定判断は存立しても、大宗においては否定判断は暫く括弧に収めておけると申したのは、そこでは勝義の対他者関係での否定ということが余り深刻化しないことに徴したことだったのです。しかし、茲から振り返れば、「括弧づけ可能」云々は、何ら積極的な立論ではなく、それに藉口して「異別判断」と「否定判断」との相違をはじめ一連の論件を“登録”するためのレトリカルな挿入にすぎなかつたことも追認していただけると思います。」248-9P

第三段落——伝統的な「実体—属性」の構制を「函数—変項」の構制とリンクさせる

249-52P

(この項の問題設定)「論点が多岐にわたりましたが、今や以上で配視してきた諸契機を踏まえて、伝統的な「実体—属性」の構制を「函数—変項」の構制とリンクさせる作業に一応の締め括りをつけましょう。」249P

「「コレハSナリ」「SハPナリ」という命名的結合・施詞措定は、ほかならぬ當の述詞が選取的に賓述されたというそのことにおいて、その述詞の「被表的意味」たるかの一般者(先刻來の最もプリミティヴな例示的標記を継続すれば $f(x)=Ax+b$)を即的に導入した所以

となります。(Pによる述定は単に音声形象を外部的に導入するのではなく、その都度すでに即的にはイデアールな被表的意味を導入する所以となること、この点を分離説に対して銘記しておきましょう)。「Sハ(Aa+b という現示的規定に即して)Pナリ」と指定されたとはいえ、Pナリという賓述は Aa+b というその特定の“値”にかぎらず、Ac+b, Ad+b 等々、 $f(x)=Ax+b$ の別個の“特定値”であっても差支えないことを含意しており、現に Aa+b が Ac+b に変化したとしても、依然として「SハPナリ」という述定が維持されます。Pナル○○性は、その都度特定の“値”をとるにしても、こうして実は Ax+b という函数的な変化“項”にはなりません。ところで「S」は(××性に即して)Q、(△△性に即して)R というように、伝統的思念ではそれに附帯する“属性”とされる他の性質に関しても賓述されるのであり、それゆえ、P(Ax+b)のほかに、Q(Bx), R(x) という変項的“性質”も具えていると申せます。」249-50P

「実体と性質という構図に妥協しているとき、こうして、Sはとりあえず諸々の“変項”的性質を具えていることになります。Sは“錯図”的な单一態・統一態を成している次第ですが、このことに応じて変項的諸性質は函数的統一態(「函数の函数」)を形成している筈です。さてそこで、存在するのはこの「函数的連関態」だけなのか、それともこの“性質”が“附着”する“実体”がそれとは別にあるのか、これが問題になります。ところで、いわゆる“実質”もここでは“性質”的性質のうちに算入しているのですから、“実体”があるとしても、それは無性質か、少なくともその性質が原理上“不可知”であるようなものでなければなりません。このような“無性質の実体”ないし“不可知な実体”的要請は無用である旨を前便で論断しておきました。伝統的な思念において、“性質をえた実体”と称されてきたものは、その実、上述の「函数的連関態」にほかならず、また“属性”と称されてきたものはそれの「変項」にほかならない所以です。確かに、その都度の対象Sは、不特定値の函数ではなく、特定値で充当された相で現存しますけれども、それが絶対的な不变不易体ではなく、一定の変化を呈しても依然「ソレハSデアル」と賓述されうるかぎり、「錯図」的対象Sはまさに、「函数的成態」「函数的連関態」と呼ばれてしかるべきです。」250P さらに進み、最終的なまとめに入ります。

「右の言い方では、しかし、伝統的な思念における「諸属性をえた実体」を“函数態”に、そして「属性」を“変項”にスライドさせた域をいくばくも出ず、これにとどまつたのでは「記号論理学」式に標記替えとさして選ぶところがなくなってしまいます。われわれの場合、“内自化された性質”をそのまま追認するのではなく、このような物性化を支える対他的な反照関係を正視し、これを「函数的連関態」に繰り込むことが要件であり、——このことを対自化する含みで、「Sハ (○○という契機に物性化される対他的関係性に即して) Pナリ」という構制を顕揚し、併せてまた、Pの対他的反照関係をあれほど強調しておいた次第でした——爰ではまだ途半ばです。しかし、ここから、一步先へ議論を進めためには、以上では“錯図的”な单一態的統一性の維持に仮託してきたSの当体的自己同一性を正規に権利づけることが先決要求になります。けだし、実体Sがあつてそれが対他的に外面向的な関係をもつのではなく、謂う所の「対他的関係」はSの存立にとって“内在的”であり、これを積極的に繰り込まなければ、上記の主語対象性=「函数的連関態」なるものの実相を規定できない所以です。」251P と押さえ、そこから次便へ繋げる論攷を

展開します。

「この論件が次箇でのテーマになりますが、この際、併せて次のことを書き留めておきたいと思います。——謂うところの「函数的連関態」 $F(x)$ はそれ自身の存在性格を問えば所謂 Geltung(妥当性)としてのイデアールな存在性格を呈するということ、しかるに、現実に存在するのはそれが特定の値で充当された $F(a), F(b)$ 等々の在り方においてであること、この間の事情を存在論的・認識論的に定式化していくうえでの概念装置として迂生としては「形相—質料」というカテゴリーを援用すること、ところで、前便以来の「超文法的主辞」なるものは実はここに謂う「質料」と関係し、実体主義的な発想のもとでは究極的な場面で上記の“不可知な実体”とこの質料とがリンクするということがそれです。因みに「コレハ S ナリ」というさいの「コレ」は、“図”であってさえ既に一種の函数的成態であるとすれば、当の「コレ」(“図”)をそれとして覚知する“超文法的賓述”に対する“超文法的主辞”、つまり、ラスク式にいえば「裸の質料」が問題にならざるを得ない所以となります。という次第で、「実体—属性」の構制を前記の仕方で「函数—変項」の構制とリンクさせる場合、まだ重大な“未決問題”“先決問題”が残されているわけです。／爰に謂う“未決問題”は、“錯図”的統一性への仮託をもはや許されぬ存在論的準位で「函数的連関態」 S の自己統一性と当体的自己同一性ということを——「裸の質料」というとき“実体的”核を端的に卻ける地平に立った「関係主義」的存在観において——如何にして権利づけるのか、という形で定式化することもできましょう。これが、弁証法における「変化」の「当体」という論件と重なることは喋々するまでもありますまい。／次箇では、この案件を扱い、さらには、間主観的な認識の「対話的」構造、そこで問題となる「肯定判断」「否定判断」の存立機制の検討に向かうことにしたいと念います。」251-2P

(編集後記)

- ◆月二発刊がしばらく続きます。
- ◆巻頭言は、「もしトラ」の話、時事的に話題になっていることをとりあげました。
- ◆読書メモは、『弁証法の論理』の4回目。その前に前回HPにアップした後になって気になっていたことに(註)をいれました。前回の号には校正を入れないので、[廣松ノート]として、そのコーナーにまとめ上げるときに、入れ込みます。
- ◆[廣松ノート] 次回の『物象化論の構図』まで一応終えています。第一次ノートの最後の廣松さんの主著『存在と意味』に入る前に気になりつつ、棚上げしている積ん読している本を何冊か読みとメモとりしてから、『存在と意味』に入ります。宿題にもそれと併行する形で入ろうかとも思っています。
- ◆最近、「論外」のことが起きています。ロシアのウクライナ侵攻や、イスラエルのパレスチナに対するジェノサイド的攻撃、民主主義を標榜する国で、トランプのような極右が大統領になり、選挙結果を認めず国会襲撃事件を煽ったのに、また大統領候補になっています。ヨーロッパでは人権を掲げている国で、安樂死的なことが進み、極右的な勢力が伸びてきています。原発事故を起こした国が、二千人以上のひとが原発震災関連死をしている

のに、事故処理など殆ど進んでいないのに、原子力緊急事態宣言を解除出来ていないのに、地震が多発していて、避難計画など機能しないと分かっているのに、原発を再稼働し続けています。そして汚染水を流して批判されると、「非科学」的などと恥ずかしげもなくいう反批判をしています。事故を起こした国が、「科学的」などという言葉を使うこと自体が論理破綻の「非科学的」なのです。侵略と植民地支配の歴史を「反省」する「談話」などを出し、また靖国集団参拝自体が、「反省」をリセットする行為なのに、それらの与党政治家が処分もされないままにいて、しかも「いつまで謝ればいいんだ」という、およそ謝罪の意味も分かっていない、無責任きわまりない、人間としての常識えない者の集団が、政権を担っています。「論外」なのです。それでも、「ミネルバの鳥は夜飛び立つ」としても、批判していくしかないと、文を書き続けて行きます。

反障害一反差別研究会

■会の方針

「障害学において、「障害とは何か」という突き詰めがなされないまま、議論の煮詰めもなされないままでした。そこから起きる混乱が、「障害者運動」の方向性を見出していく作業を妨げていました。イギリス障害学が障害の医学モデルから「社会モデル」への転換をなそうとしました。しかし、もう一段掘り下げる作業をなしえぬまま、医学モデルへの舞い戻りという事態が起きているようです。また、各国で差別禁止法とか「解消法」が作られていますが、そこでのモデルは結局医学モデルでしかない状態です。この「会」でやろうとしている議論・研究は、障害問題を解決していくための「障害者運動」のための理論形成の作業です。「会」としては「社会モデル」から更に、関係モデルへの転換を提起しています。実は、日本の「障害者」の間では、既にこの議論を先取りするような議論もなされていました。そのことが整理されないままになっています。改めてそれらのことともとらえ返しながら、議論をすすめて行きたいとも思っています。また、障害と差別はかなり重なる概念です。他の反差別運動の中での議論や認識論的議論も織り込みながら、議論を進め理论形成していきます。そして、「差別はなくならない」とか「社会の基本構造は変わらない」という意識が、今のこの社会を覆っていきます。そういう中で、今の社会の枠組みに限定した議論になっていき、そのことが論の深化を妨げる事態も生じています。だから、過去の社会を変えようという運動の総括も必要になっています。そのことにも、差別ということをキー概念としながら議論・深化していきたいと考えています。(文責 三村)

■連絡・アクセス先

E メール hiro3.ads@ac.auone-net.jp (三村洋明)

反障害一反差別研究会 HP アドレス <http://www.taica.info/>

「反障害通信」一覧 <http://www.taica.info/kh.html>

反差別資料室 C <https://hiro3ads6.wixsite.com/adsshr-3>

ブログ「対話を求めて」<http://hiroads.seesaa.net/>

反差別資料室 A <https://hiro3ads6.wixsite.com/adshrl>